### ○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則

昭和三十六年三月二十五日 福島県人事委員会規則第五号 改正 昭和三六年四月二五日人委規則第一五号 昭和三六年九月三〇日人委規則第二四号 昭和三六年一二月二五日人委規則第三二号 昭和三七年三月一九日人委規則第二号 昭和三八年四月一一日人委規則第七号 昭和三八年七月九日人委規則第二一号 昭和三八年一二月二六日人委規則第二七号 昭和三九年八月一一日人委規則第六号 昭和三九年一一月一三日人委規則第一三号 昭和三九年一二月二五日人委規則第一六号 昭和四〇年二月九日人委規則第一号 昭和四〇年六月一日人委規則第八号 昭和四〇年一二月二八日人委規則第二〇号 昭和四一年一月二八日人委規則第二号 昭和四一年一〇月七日人委規則第一六号 昭和四一年一二月二七日人委規則第二六号 昭和四二年四月一八日人委規則第五号 昭和四二年一二月二六日人委規則第一九号 昭和四三年四月一六日人委規則第九号 昭和四三年一二月二四日人委規則第二〇号 昭和四四年三月二〇日人委規則第四号 昭和四四年一二月二三日人委規則第二六号 昭和四五年四月一七日人委規則第三号 昭和四五年四月二〇日人委規則第八号 昭和四五年一二月二三日人委規則第一九号 昭和四六年三月二九日人委規則第四号 昭和四六年四月二〇日人委規則第九号 昭和四六年一二月二四日人委規則第一九号

昭和四七年三月三一日人委規則第四号 昭和四七年五月三〇日人委規則第八号 昭和四七年一二月二五日人委規則第一八号 昭和四八年三月三〇日人委規則第四号 昭和四八年一〇月一九日人委規則第一七号 昭和四八年一二月二八日人委規則第二七号 昭和四九年三月三〇日人委規則第二号 昭和四九年六月一七日人委規則第一三号 昭和四九年七月二五日人委規則第一八号 昭和四九年一〇月一日人委規則第二〇号 昭和四九年一〇月一日人委規則第二一号 昭和四九年一二月二六日人委規則第二七号 昭和五〇年五月二日人委規則第七号 昭和五〇年八月一九日人委規則第一〇号 昭和五一年一月六日人委規則第二号 昭和五一年三月二六日人委規則第一一号 昭和五一年一二月二四日人委規則第二五号 昭和五二年一二月二三日人委規則第一二号 昭和五三年四月一日人委規則第三号 昭和五三年七月一四日人委規則第一三号 昭和五三年一二月二三日人委規則第二〇号 昭和五四年一二月二四日人委規則第九号 昭和五五年一二月二四日人委規則第一四号 昭和五六年一二月二四日人委規則第一五号 昭和五七年七月一三日人委規則第一一号 昭和五八年一二月二三日人委規則第一四号 昭和五九年一二月二六日人委規則第一三号 昭和六〇年三月二九日人委規則第四号 昭和六〇年一二月二六日人委規則第一二号 昭和六一年一二月二四日人委規則第二一号 昭和六二年三月三一日人委規則第二号

昭和六三年三月三一日人委規則第五号 平成元年一二月二六日人委規則第一六号 平成二年三月三一日人委規則第三号 平成二年一二月二六日人委規則第一五号 平成三年三月三〇日人委規則第八号 平成三年一二月二五日人委規則第一五号 平成四年三月三一日人委規則第四号 平成四年一二月二五日人委規則第二四号 平成五年一二月二四日人委規則第一二号 平成六年三月三一日人委規則第四号 平成六年一二月二二日人委規則第二〇号 平成七年三月三一日人委規則第六号 平成七年一二月二二日人委規則第二三号 平成八年二月二七日人委規則第四号 平成八年三月二九日人委規則第一〇号 平成八年一二月二六日人委規則第二三号 平成九年一二月二四日人委規則第一六号 平成一〇年三月一三日人委規則第一号 平成一〇年一二月二二日人委規則第一三号 平成一一年三月三〇日人委規則第五号 平成一一年一二月二四日人委規則第一三号 平成一二年三月三一日人委規則第一一号 平成一二年一二月二二日人委規則第二二号 平成一三年三月三〇日人委規則第八号 平成一三年一二月二五日人委規則第一七号 平成一四年三月五日人委規則第三号 平成一四年三月二九日人委規則第一三号 平成一四年一二月二四日人委規則第二五号 平成一五年三月二八日人委規則第一四号 平成一五年一一月二八日人委規則第二一号 平成一六年三月三〇日人委規則第九号

平成一七年三月二五日人委規則第一四号 平成一七年九月二七日人委規則第二六号 平成一八年三月三一日人委規則第一二号 平成一九年三月三〇日人委規則第九号 平成一九年六月八日人委規則第一七号 平成一九年一二月一四日人委規則第二〇号 平成二〇年三月七日人委規則第八号 平成二〇年三月二五日人委規則第一三号 平成二〇年三月二八日人委規則第二四号 平成二〇年一一月二八日人委規則第三七号 平成二一年一二月二五日人委規則第二二号 平成二四年三月三〇日人委規則第七号 平成二五年一月二五日人委規則第二号 平成二五年三月二二日人委規則第八号 平成二六年七月四日人委規則第一二号 平成二六年一二月二四日人委規則第一五号 平成二七年三月二四日人委規則第六号 平成二八年三月一一日人委規則第八号 平成二八年三月二九日人委規則第三〇号 平成二八年一二月二六日人委規則第四四号 平成二九年三月三一日人委規則第一二号 平成三〇年一月三〇日人委規則第二号 平成三〇年三月三〇日人委規則第一七号 平成三〇年六月二九日人委規則第二六号 平成三〇年一二月二五日人委規則第三二号 平成三一年三月一九日人委規則第五号 平成三一年三月二九日人委規則第一一号 令和元年一二月二七日人委規則第九号 令和二年二月一二日人委規則第一号 令和二年三月三一日人委規則第一一号 令和三年三月三〇日人委規則第五号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則をここに公布する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則

第一章 総則

(この規則の目的等)

- 第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の給料の決定について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 職員の給料の決定については、別に定める場合のほか、この規則の定めるところによる。 (用語の定義)
- 第二条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 職員 条例第三条第一項各号に掲げる給料表(以下「給料表」という。)のいずれか 一の適用を受ける者をいう。
  - 二 級別定数 条例第三条の二第二項の規定による職務の級の定数をいう。
  - 三 昇格 職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
  - 四 降格 職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
  - 五 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
  - 六 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数(この規則の定めるところによりその年数に換算された年数を含む。)をいう。
  - 七 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。
  - 八 在級年数 職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。
  - 九 必要在級年数 職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。
  - 十 正規の試験 職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九 号) 第三条第一項に規定する試験をいう。

(昭三六人委規則三二・昭四八人委規則四・昭六○人委規則一二・平一八人委規則 一二・平二八人委規則三○・一部改正)

(基準となる職務と同程度の職務)

- 第三条 条例第三条の二第一項の規定による等級別基準職務表に掲げる職務と複雑、困難及 び責任の度が同程度の職務は、次に掲げる等級別職務表に定めるとおりとし、それぞれの 等級別職務表は、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。
  - 一 行政職給料表等級別職務表(別表第一)

- 二 公安職給料表等級別職務表 (別表第二)
- 三 教育職給料表等級別職務表 (別表第三)
- 四 研究職給料表等級別職務表 (別表第四)
- 五 医療職給料表(一)等級別職務表(別表第五)
- 六 医療職給料表 (二) 等級別職務表 (別表第六)
- 七 医療職給料表 (三)等級別職務表 (別表第七)

(平二八人委規則三○・全改)

(級別定数)

- 第四条条例第三条の二第二項の規定による職務の級別定数は、組織別及び職名別に定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の職務の級別定数は、当分の間、任命権者が条例別表第 六から別表第十二までの規定及び前条の規定に基づいて職員を任用した場合に定まる職 務の級ごとの職員の数によるものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員に限り、人事委員会の承認を得て、臨時に下位の職務の級の定数を上位の職務の級の定数に流用することができる。
  - 一 配置換え、転任等の異動に伴つて、職員が、従前と同等以上の職務内容を有する異な る職名の職を占めることとなつた場合
  - 二 退職又は他の官公署への転出等を予定される職員が、一時暫定の職を占めることとなった場合
  - 三 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務によらない結核性疾患等にかかったため勤務しないことについて特に承認を受けた者が、一時暫定の職を占めることとなった場合
  - 四 休職又は長期の休暇のため勤務しなかつた者が、復職し、又は再び勤務することとなった際一時暫定の職を占めることとなった場合
  - 五 その他前各号に準ずる事由による場合

(昭三六人委規則三二・昭三八人委規則二七・昭六○人委規則一二・平二八人委規 則三○・一部改正)

(級別資格基準)

第五条 条例第三条の二第三項に規定する職務の級の基準は、別に定める場合を除き、次の 各号に掲げる級別資格基準表によるものとし、それぞれの級別資格基準表は、その名称に 表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

- 一 行政職給料表級別資格基準表 (別表第九)
- 二 公安職給料表級別資格基準表 (別表第十)
- 三 削除
- 四 教育職給料表級別資格基準表 (別表第十二)
- 五 研究職給料表級別資格基準表 (別表第十三)
- 六 医療職給料表(一)級別資格基準表(別表第十四)
- 七 医療職給料表(二)級別資格基準表(別表第十五)
- 八 医療職給料表 (三)級別資格基準表 (別表第十六)
- 2 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる右側の数字は、当該職務の級に決定するための一級下位の職務の級における必要在級年数を示し、左側の数字は、学歴免許等欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定するための必要経験年数を示すものとする。
- 3 級別資格基準表は、試験欄の区分又は職種欄の区分(研究職にあつては、職種欄及び試験欄のそれぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとする。

(昭三六人委規則三二・昭六○人委規則一二・平一八人委規則一二・令二人委規則 一・一部改正)

- 第六条 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
  - 一 正規の試験の結果に基づいて職員となった者
  - 二 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となつた者及び正規の試験の結果に基づいて福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十一年福島県条例第七十四号)又は福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十五年福島県条例第九十九号)の適用を受ける者(以下この号において「企業職員」という。)となり、引き続き企業職員として勤務した後、引き続いて職員となつた者
- 2 級別資格基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限る。)の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のう

ちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項 の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用 することができる。

- 3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴 免許等の資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表(別表 第十七)に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の 資格以外の資格の区分によることがその者に有利である場合には、その区分によることが できる。
- 4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の 区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学 歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最 も低い学歴免許等欄の区分による。

(昭六○人委規則一二・令二人委規則一・一部改正)

- 第七条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表において別に定めるもののほか、前条第三項の規定の適用に当たつて用いたその者の学歴免許等の資格を取得したとき以後の経験年数による。
- 2 前項の場合において、その学歴免許等の資格を取得したとき以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表(別表第十八)の定めるところにより経験年数として換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合には、その定めるところによる。

(昭四五人委規則八・昭四七人委規則八・昭六○人委規則一二・令二人委規則一・ 一部改正)

第八条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表 (別表第十九)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する 者の経験年数は、級別資格基準表において別に定めるもののほか、前条の規定によるその 者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

(昭六○人委規則一二・令二人委規則一・一部改正)

第二章 初任給

(職務の級の決定)

第九条 新たに職員となった者の職務の級を決定する場合は、その決定しようとする職務の 級について級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員会が別に 定めるもの)に掲げる必要経験年数に達していなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

- 一 第十四条各号のいずれかに掲げる者から引き続き新たに職員となるものについて部内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合
- 二 第十五条第一号又は第二号に規定する職に採用しようとする場合において適格者を 得るために特に必要があると認められる場合

(昭六○人委規則一二・平四人委規則四・平三○人委規則二・一部改正) (号給の決定)

第十条 新たに職員となつた者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が次条第一項に定める初任給基準表に定められているときは、当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十四条第一項又は第二十五条の二第一項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄若しくは職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

(昭四五人委規則一九・全改、昭六○人委規則一二・平四人委規則四・平一八人委規則一二・平二九人委規則一二・令二人委規則一・一部改正)

(初任給基準表)

- 第十一条 条例第四条第一項に規定する初任給の基準は、次の各号に掲げる初任給基準表によるものとし、それぞれの初任給基準表は、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。
  - 一 行政職給料表初任給基準表(別表第二十)
  - 二 公安職給料表初任給基準表 (別表第二十一)
  - 三 削除
  - 四 教育職給料表初任給基準表 (別表第二十三)
  - 五 研究職給料表初任給基準表 (別表第二十四)
  - 六 医療職給料表(一)初任給基準表(別表第二十五)
  - 七 医療職給料表 (二) 初任給基準表 (別表第二十六)
  - 八 医療職給料表(三)初任給基準表(別表第二十七)

- 2 初任給基準表は、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとする。
- 3 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第六条第一項の規定の例によるもの (同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定による級別資格基準表の 区分と同一の区分によるものとする。)とし、初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用 については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分に よるものとする。

(平一八人委規則一二・令二人委規則一・一部改正)

(学歴免許等の資格による号給の調整)

- 第十二条 職員に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修 学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の初任給基準 表の適用については、同表において別に定めるもののほか、第十条の規定による初任給の 号給の号数にその加える年数(一年未満の端数は、切り捨てる。)の数に四を乗じて得た 数を加えて得た数を号数とする号給をもつて同表の初任給欄の号給とする。
- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の 適用については、その区分に応じ、「大学卒程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大 卒程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒程度」にあつては「高校卒」の区分が同 表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(昭三八人委規則七·昭四五人委規則一九·平一八人委規則一二·令二人委規則一· 一部改正)

(経験年数を有する者の号給)

第十三条 職員がその職務について必要な最低限度の資格を超えて経験年数を有する場合においては、第十条の規定による号給(前条第一項の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に次の各号に掲げる経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第二号、第三号又は第五号に掲げる者(次項第二号に掲げる者を除く。)で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月(次項各号に掲げる者に係る当該五年を超える経験年数

のうち当該各号に定める年数の月数にあつては、十五月))で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第三十に定める昇給号給数表のC欄の昇給の号給数の項の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)をもつて、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

- 一 第六条第一項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者についてはその際に用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- 二 第六条第一項第二号に掲げる者 級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級に あつては人事委員会が別に定めるもの)に定めるその職務の級についての必要経験年数 を超える経験年数(前条第一項の規定の適用を受ける者等で人事委員会の定めるものに あつては、人事委員会の定めるところにより得られる経験年数)
- 三 第六条第二項の規定の適用を受ける者 級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員会が別に定めるもの)に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。第五号において同じ。)以外の号給である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した以後の経験年数)
- 四 前三号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表において別に定めるもののほか、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者については、その際に用いられる学歴免許等の資格)を取得したとき以後の経験年数
- 五 第一号から第三号までに該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給で あるもの 級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員会が別 に定めるもの) に定めるその職務の級について必要経験年数を超える経験年数
- 2 前項に規定する経験年数の月数を十五月で除す年数の月数は、次の各号に掲げる者の区 分に応じ、当該各号に定める年数の月数とする。

- 一 教育職給料表及び医療職給料表(三)の適用を受ける者(次号に掲げる者を除く。)その者の経験年数のうち五年を超え十年までの年数の月数
- 二 前項第二号、第三号又は第五号に掲げる者のうち、必要経験年数が五年以上十年未満 とされている職務の級に決定されたものであつて医療職給料表(三)の適用を受ける者 その者の経験年数のうち十年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数の月 数
- 3 前二項の規定の適用を受ける職員の経験年数については、第七条及び第八条の規定を準 用する。

(昭三七人委規則二・昭三八人委規則七・昭三九人委規則一六・昭四五人委規則一九・昭四六人委規則九・昭四九人委規則二一・昭六○人委規則一二・平六人委規則四・平一八人委規則一二・平二九人委規則一二・令二人委規則一・一部改正)

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第十三条の二 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

(令二人委規則一・追加)

(号給の決定の特例)

- 第十四条 次に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、前二 条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、同 条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定すること ができる。
  - 一 給料表の適用を受けない県職員
  - 二 国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に 規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第 百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)、地方独立行政 法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方 独立行政法人をいう。以下同じ。)又は他の地方公共団体の職員
  - 三 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十

- 号) 第十条第二項に規定する退職派遣者
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して 一年を経過しない者
- 五 その他人事委員会が前各号に準ずると認める者

(昭三八人委規則七・昭四三人委規則九・平二人委規則一五・平一四人委規則三・平一四人委規則一三・平一六人委規則九・平一八人委規則一二・平二〇人委規則三七・令二人委規則一・一部改正)

- 第十五条 次に掲げる場合において、号給の決定について第十三条又は第十三条の二の規定 による場合にはその採用が著しく困難となると認められるときは、同条の規定にかかわら ず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号 給を決定することができる。
  - 一 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある研究員、医師等の職に職員を採用 しようとする場合
  - 二 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようと する場合

(昭三八人委規則七・昭四三人委規則九・昭六○人委規則四・平四人委規則四・平 一三人委規則八・平一八人委規則一二・令二人委規則一・一部改正)

第十六条 削除

(平三〇人委規則二)

第十七条 削除

(昭四五人委規則八)

第三章 昇格及び降格

(昇格の基準)

- 第十八条 職員を昇格させる場合は、その者の経験年数又は在級年数が級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員会が別に定めるもの)に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達している者について行わなければならない。
- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合は、その者の勤務成績が良好であることが明ら かでなければならない。
- 3 勤務成績が特に良好である職員に対する第一項の規定の適用については、別に定めるもののほか、級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員会が別に 定めるもの)に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の八割以上十割未満の年数をもつて

同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(昭六○人委規則一二・平三○人委規則二・一部改正)

第十九条 第十四条又は第十五条の規定の適用を受けて初任給が決定された職員について 級別資格基準表を適用する場合には、部内の他の職員との均衡を考慮して、あらかじめ人 事委員会の承認を得て定める期間をその表の在級年数として通算することができる。

(昭六○人委規則一二・一部改正)

第二十条 削除

(平三○人委規則二)

第二十一条 職員を昇格させる場合は、第十八条及び前条の規定によるほか、職員が現に属する職務の級において一年以上在級していなければ昇格させることができない。ただし、職務の特殊性により特に昇格させる必要がある場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(昭六○人委規則一二・一部改正)

第二十二条 現に職員である者が上位の職務の級に必要な正規の試験に合格し、若しくは学歴免許等の資格を取得したとき、又は級別資格基準表に異なる基準の定めのある試験又は職種欄に属する職に異動した結果上位の職務の級に昇格する資格を有するに至つたときは、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昭六〇人委規則一二・一部改正)

- 第二十三条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第十八条及び第二十一条の規 定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て上位の職務の級に昇格させることが できる。
  - 一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福島県条例第八号。以下「外国機関等派遣条例」という。)第二条第一項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十七号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合で、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるとき。
  - 二 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合
  - 三 職員が職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職させられる場合

(昭三六人委規則一五・昭五七人委規則一一・昭六○人委規則一二・昭六三人委規 則五・平四人委規則四・平一四人委規則三・平二○人委規則三七・一部改正)

(昇格した職員の号給)

- 第二十四条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の 別に応じ、その昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第 二十八)の昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 2 第十八条から前条までの規定により職員を昇格(教育職給料表の職務の級二級から三級への昇格を除く。)させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第二十二条の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定によるその者の 号給が新たに職員となつたものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないと きは、前二項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とす ることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規 定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

(平四人委規則四・全改、平六人委規則二〇・平七人委規則六・平九人委規則一六・平一八人委規則一二・平三〇人委規則一七・一部改正)

(降格の基準)

- 第二十五条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位 の職務の級に決定するものとする。
- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績 を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類 されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。
- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

(平二九人委規則一二・追加)

(降格した職員の号給)

第二十五条の二 職員を降格させた場合(次項に規定する場合を除く。)におけるその者の 号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、その降格した日の前日に受けていた号給 に対応する降格時号給対応表(別表第二十九)の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 教育職給料表の職務の級が三級である職員を特二級に降格させた場合におけるその者の号給は、三級に昇格した日の前日において特二級であつた者は三級に昇格した日の前日に受けていた号給にその者が三級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給とし、三級に昇格した日の前日において二級であつた者は当該昇格した日に特二級に昇格があつたものとした場合に受ける号給にその者が三級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給とする。
- 3 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格(教育職給料表の職務の級三級から二級への降格を除く。)であるときにおける第一項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 前三項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(昭四六人委規則一九・昭五〇人委規則一〇・昭六〇人委規則一二・平四人委規則四・平七人委規則六・平一八人委規則一二・平二八人委規則三〇・一部改正、平二九人委規則一二・旧第二十五条繰下、平三〇人委規則一七・平三一人委規則五・一部改正)

第四章 初任給又は給料表を異にして異動した職員の給料 (職務の級の決定)

第二十六条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めのある職種に属する他の職に異動させた場合(以下「初任給基準を異にする異動」という。)又は給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合には、異動後の職について定めるところにより、その者の資格に応じ、級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員会が別に定めるもの)を適用して異動後の職務の級を決定するものとする。ただし、その者の勤務成績が特に良好であるときは、別に定めるもののほか、級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員会が別に定めるもの)に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の八割以上十割未満の年数をもつて同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(昭六〇人委規則一二・平三〇人委規則二・一部改正)

第二十七条 給料表の適用を異にして異動させた職員については、部内の他の職員との均衡

を考慮して当該異動前の期間をその者の在級年数に通算することができる。 (号給の決定)

第二十八条 職員を、初任給の基準を異にする異動をさせ、又は給料表の適用を異にして他 の職に異動させた場合(次条に規定する場合を除く。)における職員の異動後の号給は、新たに職員となつたとき(免許等の資格を必要とする職に異動した者については、その免 許等の資格を取得したとき)から異動後の職務の同種の職務に引き続き在職したものとみ なして、そのときの初任給を基準として部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務 成績を考慮して、昇格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日に受け ることとなる号給とする。ただし、特殊の事情により当該再計算の結果によることが適当 でないと認められる職員については、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第十五条の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して、別にその者の号給を決定することができる。

(昭四○人委規則一・平一八人委規則一二・一部改正)

第二十九条 第十四条又は第十五条の規定の適用を受けた職員を、初任給の基準を異にする 異動をさせ、又は給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合における職員の異動後 の号給は、別に定める基準に従い前条の規定に準じて再計算した場合にその異動の日に受 けることとなる号給とする。

(昭三八人委規則六・全改、平一八人委規則一二・一部改正)

(単純な労務に雇用される職員から異動させた職員の給料の決定)

- 第三十条 単純な労務に雇用される職員から引き続き給料表の適用を受ける職員に異動させた場合の職務の級及び号給の決定については、第二十六条及び前二条の規定を準用する。
- 2 単純な労務に雇用される職員から異動させた給料表の適用を受ける職員の号給を決定 する場合において、前項の規定によることができないとき、又はそれによることが適当で ないと認めるときは、その者が従前受けていた号給又は部内の他の職員との均衡を考慮し 人事委員会の承認を得て別に号給を決定することができる。

(昭六〇人委規則一二・平一八人委規則一二・一部改正)

第五章 削除

(平一八人委規則一二)

第三十一条から第三十五条まで 削除

(平一八人委規則一二)

第六章 昇給

(昇給日及び評価終了日)

第三十五条の二 条例第四条第三項の規定により昇給を行う同項の人事委員会規則で定める日は、第四十条又は第四十一条に定めるものを除き、毎年一月一日(以下「昇給日」という。)とし、昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十三条の二第二項の規定に基づき、昇給日前一年間における各任命権者が定める人事評価の終了日(以下「評価終了日」という。)とする。

(平二九人委規則一二・全改)

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第三十五条の三 条例第四条第三項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。

(平二九人委規則一二・全改)

(行政職給料表の七級以上の職員で人事委員会規則で定める職員及びこれに相当する職員)

- 第三十六条 条例第四条第四項の人事委員会規則で定めるもの及びこれに相当する職員と して当該給料表につき人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員のうち人事委員会 の定める職員とする。
  - 一 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が七級以上の職員
  - 二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が八級以上の職員
  - 三 教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が四級の職員
  - 四 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が五級の職員
  - 五 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が四級の職員
  - 六 医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が七級の職員
  - 七 医療職給料表 (三) の適用を受ける職員のうち、その職務の級が七級の職員

(平一八人委規則一二・全改)

第三十七条 削除

(平一八人委規則一二)

(昇給区分及び昇給の号給数)

第三十八条 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した二回の業績評価 の結果又は直近の総合評価(教育長が別に定める評価方法による最終的な評価をいう。) の結果(以下この条において「昇給評語」という。)がある職員の勤務成績に応じて決定 される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、当該職員が次の各号に掲げる職員の

いずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第一号ア若しくはイ又は第三号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- 一 昇給評語が上位の段階である職員又は人事委員会の定める者のうち勤務成績が特に 良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分 ア 勤務成績が極めて良好である職員 A
  - イ アに掲げる職員以外の職員 B
- 二 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 С
- 三 昇給評語のいずれかが下位の段階である職員のうち、勤務成績が良好でない職員、評価終了日以前一年間において懲戒処分を受けた職員及び第三十五条の三に規定する事由に該当した職員並びに条例第四条第三項後段の適用を受けることとなった職員次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
  - ア 勤務成績がやや良好でない職員 D
  - イ 勤務成績が良好でない職員 E
- 2 前項の場合において、同項第三号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に 判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められ るときは、同号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同号アに掲げる 職員にあつてはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあつてはC又はDの昇給区分に決 定することができる。
- 3 職員が国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合には、第一項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、 同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。
- 4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇 給区分に決定するものとする。
  - 一 人事委員会の定める事由によつて九月三十日以前一年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から当該期間の末日までの期間。 次号において「基準期間」という。)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第一項第三号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D
  - 二 人事委員会の定める事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の 日数を勤務していない職員 E

- 5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。
- 6 各任命権者において、前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事委員会の定める場合を除き、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。
- 7 条例第四条第三項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表(別表 第三十)に定める号給数とする。
- 8 前年の昇給日後に、新たに職員となつた者又は第二十四条第三項、第二十八条若しくは 第四十三条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、 これらの規定による号給数に相当する数(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に 新たに職員となつた者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数) に、その者の新たに職員となつた日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの 期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を 乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人 事委員会の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号 給数を超えない範囲内で人事委員会の定める号給数)とする。
- 9 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 10 第七項又は第八項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の 最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において 職務の級を異にする異動又は第二十六条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動 後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給 数は、第七項又は第八項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 11 一の昇給日において第一項又は第三項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の職員の数、第六項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

(平二九人委規則一二・全改)

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第三十九条 条例第四条第五項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適

用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、五十七歳とする。

(平一八人委規則一二・全改)

(研修、表彰等による昇給)

- 第四十条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に条例第四条第三項の規定による昇給をさせることができる。
  - 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月 の翌月の初日までの日
  - 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、 又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、 公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰 を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
  - 三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する 場合 退職の日

(平一八人委規則一二・全改)

(特別の場合の昇給)

第四十一条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、条例第四条第三項の規定による昇給をさせることができる。

(平一八人委規則一二・全改)

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第四十二条 第三十五条の二から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員に は、適用しない。

(平一八人委規則一二・全改)

(降号)

第四十二条の二 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。

(平二八人委規則三○・追加)

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第四十三条 職員が新たに職員となつたものとした場合に現に受ける号給より上位の号給 を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第二十四条第三項又は第二十八条の規定 の適用を受ける場合を除く。)又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合に該当するとき は、その者の号給を人事委員会の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(平一八人委規則一二・全改)

第四十四条から第四十七条まで 削除

(平一八人委規則一二)

(復職時における号給の調整)

第四十八条 休職にされ、若しくは法第五十五条の二第一項ただし書の規定による許可(以 下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは地方公務員の育児休 業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条の規定 により育児休業をし、大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第 二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をし、職員の自己啓発等 休業に関する条例 (平成十九年福島県条例第八十七号) 第二条第一項の規定による自己啓 発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をし、若しくは職員の配偶者同行休業に関 する条例(平成二十六年福島県条例第六十二号)第二条の規定による配偶者同行休業(以 下「配偶者同行休業」という。)をしていた職員が職務復帰し、又は休暇のため勤務しな かつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要がある と認められるときは、休職の期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、育児休業の期間、 大学院修学休業の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は休暇の期間(以 下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第三十一)により換算して 得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務 するに至つた日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に人事委員会の定める ところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(平一八人委規則一二・全改、平二〇人委規則八・平二六人委規則一二・平二八人 委規則三〇・平二九人委規則一二・一部改正)

第四十八条の二 前条の規定による場合のほか、条例第四条の二の規定に基づいて職員の号給を調整しようとする場合は、任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める基準に基づいて行なうものとする。

(昭三九人委規則一三・追加、平一八人委規則一二・一部改正)

(派遣職員の退職時の号給の調整)

第四十八条の三 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員と の均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て前二条 の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(昭六三人委規則五・追加、平一八人委規則一二・一部改正)

第七章 補則

(給料の訂正)

第四十九条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、その訂正を将来にむかつて行なうことができる。

(従前の正規の試験の取扱い)

- 第五十条 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十年福島県人事委員会規則第七号。以下この条において「改正規則」という。)の施行の日前に正規の試験の結果に基づいて任用された者及び改正規則の施行の日前に作成された採用候補者名簿から選択されて改正規則の施行の日以後に任用された者(これに準ずるものと認められる者を含む。)に適用される級別資格基準表又は初任給基準表の試験又は職種欄の正規の試験の区分は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 上級試験に基づき任用された者 大学卒程度の区分
  - 二 中級試験に基づき任用された者 短大卒程度の区分
  - 三 初級試験に基づき任用された者 高校卒程度の区分 (昭五〇人委規則七・全改、昭六〇人委規則一二・一部改正)

(雑則)

- 第五十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。
- 2 初任給及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福島県人事委員会規則第十一号) は、廃止する。

別表第一(第三条関係)

(平二八人委規則三○・全改、平二九人委規則一二・平三○人委規則一七・平三○ 人委規則二六・令二人委規則一一・令三人委規則五・令三人委規則八・一部改正)

行政職給料表等級別職務表

職務の級

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

級 教務、社会福祉主事、身体障害者福祉司、児童福祉司、知的障害者福祉 司、心理判定員、相談調査員、児童指導員、生活指導員、児童自立支援専 門員、児童生活支援員、保育技師、一等航海士、二等航海士、一等機関士、 二等機関士、建築技師、電気技師、通信技師、司書、文化財主事、学校司 書、少年警察補導員又は交通巡視員の職務 警察本部の術科指導員、心理カウンセラー又は航空整備士の職務 警察用船舶の機関士又は航海士の職務 二級 副教務主任、副主任社会福祉主事、副主任身体障害者福祉司、副主任児 童福祉司、副主任知的障害者福祉司、副主任心理判定員、副主任相談調査 員、副主任児童指導員、副主任生活指導員、副主任児童自立支援専門員、 副主任児童生活支援員、副主任保育技師、副主任建築技師、副主任電気技 師、副主任通信技師、副主任司書、文化財副主査、副主任学校司書、主任、 副主任少年警察補導員又は副主任交通巡視員の職務 二 警察本部の副主任術科指導員、副主任心理カウンセラー又は副主任航空 整備士の職務 三 警察用船舶の副船長又は副機関長の職務 四 高度の知識又は経験を必要とする教務、社会福祉主事、身体障害者福祉 司、児童福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、相談調査員、児童指導 員、生活指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、保育技師、一等 航海士、二等航海士、一等機関士、二等機関士、建築技師、電気技師、通 信技師、司書、文化財主事、学校司書、少年警察補導員又は交通巡視員の 職務 五 高度の知識又は経験を必要とする警察本部の術科指導員、心理カウンセ ラー又は航空整備士の職務 六 高度の知識又は経験を必要とする警察用船舶の機関士又は航海士の職 務 三級 教務主任、主任社会福祉主事、主任身体障害者福祉司、主任児童福祉司、 主任知的障害者福祉司、主任心理判定員、主任相談調査員、主任児童指導 員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任児童生活支援員、主 任保育技師、主任工事検査員、主任建築技師、主任電気技師、主任通信技 師、主任司書、車庫長、守衛長、副車庫長、副守衛長、文化財主査、主任 学校司書、係長、主任少年警察補導員、主任交通巡視員、図書主任、専門 員又は指導員の職務

- 一 警察本部の主任術科指導員、主任心理カウンセラー又は主任航空整備士の職務
- 三 規模の小さい出先機関の課長の職務
- 四 出先機関の出張所の長の職務
- 五 調査船、調査指導船、練習船又は警察用船舶の機関長(あづま機関長を 除く。)又は通信長の職務
- 六 総トン数の大きい調査指導船の甲板長又は機関副長の職務
- 七 困難な業務を行う副教務主任、副主任社会福祉主事、副主任身体障害者福祉司、副主任児童福祉司、副主任知的障害者福祉司、副主任心理判定員、副主任相談調査員、副主任児童指導員、副主任生活指導員、副主任児童自立支援専門員、副主任児童生活支援員、副主任保育技師、副主任建築技師、副主任電気技師、副主任通信技師、副主任司書、文化財副主査、副主任学校司書、主任、副主任少年警察補導員又は副主任交通巡視員の職務
- 八 困難な業務を行う警察本部の副主任術科指導員、副主任心理カウンセラースは副主任航空整備士の職務
- 九 困難な業務を行う警察用船舶の副船長又は副機関長の職務

## 四級

- 一 通信技術長、専門教務主任、専門社会福祉主事、専門身体障害者福祉司、専門児童福祉司、専門知的障害者福祉司、専門心理判定員、専門相談調査員、専門児童指導員、専門生活指導員、専門児童自立支援専門員、専門児童生活指導員、専門保育技師、専門工事検査員、専門技術管理員、専門建築技師、専門電気技師、専門通信技師、専門司書、専門文化財主査、専門少年警察補導員又は専門交通巡視員の職務
- 二 警察本部の次席、研究所副所長、副隊長、課長補佐、隊長補佐、科長、 師範、専門術科指導員、専門心理カウンセラー又は専門航空整備士の職務
- 三 規模の小さい出先機関の部長の職務
- 四 出先機関の学科長の職務
- 五 警察署の次長、課長又は課長代理の職務
- 六 調査船、調査指導船若しくは警察用船舶の船長又はあづま機関長の職務
- 七 総トン数の大きい調査指導船の船長、機関長又は通信長の職務

- 八 困難な業務を行う教務主任、主任社会福祉主事、主任身体障害者福祉司、 主任児童福祉司、主任知的障害者福祉司、主任心理判定員、主任相談調査 員、主任児童指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任児 童生活支援員、主任保育技師、主任工事検査員、主任建築技師、主任電気 技師、主任通信技師、主任司書、車庫長、守衛長、副車庫長、副守衛長、 文化財主査、主任学校司書、係長、主任少年警察補導員、主任交通巡視員 又は図書主任の職務
- 九 困難な業務を行う警察本部の主任術科指導員、主任心理カウンセラー又 は主任航空整備士の職務
- 十 困難な業務を行う規模の小さい出先機関の課長の職務
- 十一 困難な業務を行う出先機関の出張所の長の職務
- 十二 困難な業務を行う調査船、調査指導船、練習船又は警察用船舶の機関 長(あづま機関長を除く。)又は通信長の職務
- 十三 困難な業務を行う総トン数の大きい調査指導船の甲板長又は機関副 長の職務

#### 五級

- ー 規模の小さい出先機関の長の職務
- 二 規模の小さい委員会等の事務局の次長の職務
- |三 出先機関(東京事務所に限る。)の副課長の職務
- 四 出先機関の副所長、副校長又は副学園長の職務
- 五 出先機関の部長、事務長又は総括司書の職務
- 六 練習船の船長の職務
- 七 委員会等の事務局の課長補佐の職務
- 八 困難な業務を行う通信技術長、専門教務主任、専門社会福祉主事、専門身体障害者福祉司、専門児童福祉司、専門知的障害者福祉司、専門心理判定員、専門相談調査員、専門児童指導員、専門生活指導員、専門児童自立支援専門員、専門児童生活指導員、専門保育技師、専門工事検査員、専門技術管理員、専門建築技師、専門電気技師、専門通信技師、専門司書、専門文化財主査、専門少年警察補導員又は専門交通巡視員の職務
- 九 困難な業務を行う警察本部の次席、研究所副所長、副隊長、課長補佐、 隊長補佐、科長、師範、専門術科指導員、専門心理カウンセラー又は専門 航空整備士の職務

十 困難な業務を行う規模の小さい出先機関の部長の職務 十一 困難な業務を行う出先機関の学科長の職務 十二 困難な業務を行う警察署の次長、課長又は課長代理の職務 十三 困難な業務を行う調査船、調査指導船若しくは警察用船舶の船長又は あづま機関長の職務 十四 困難な業務を行う総トン数の大きい調査指導船の船長、機関長又は通 信長の職務 六級 主任専門文化財主査の職務 二 本庁の部主幹、企画主幹、総括主幹、局主幹、空港利活用担当課長、庁 主幹、監察官、調查官、企画官、管理官、指導官、対策官、聴聞官、広報 官、首席術科指導員、資料鑑識官、交通管制官又は交通安全施設官の職務 三 規模の小さい委員会等の事務局の長又は書記長の職務 四 委員会等の事務局の監査参事の職務 五 出先機関(東京事務所に限る。)の課長の職務 |六 規模の大きい出先機関の事務長の職務 七 警察学校の事務長の職務 八 警察署の会計官の職務 九 困難な業務を所掌する規模の小さい出先機関の長の職務 十 困難な業務を所掌する規模の小さい委員会等の事務局の次長の職務 十一 困難な業務を所掌する出先機関(東京事務所に限る。)の副課長の職 務 十二 困難な業務を所掌する出先機関の副所長、副校長又は副学園長の職務 十三 困難な業務を所掌する出先機関の部長、事務長又は総括司書の職務 十四 困難な業務を所掌する練習船の船長の職務 十五 困難な業務を所掌する委員会等の事務局の課長補佐の職務 - 本庁の政策監、部参事、知事公室長、局参事、福島イノベーション・コ 七級 ースト構想推進監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食 産業振興監、教育次長、県立高校改革監、庁参事、総務監、統括参事官又 は参事の職務 二 規模の大きい出先機関の副所長、副校長又は副館長の職務 困難な業務を所掌する主幹又は主任専門文化財主査の職務

Ĭ.	1						
	四 困難な業務を所掌する本庁の部主幹、企画主幹、総括主幹、局主幹、空						
	港利活用担当課長、庁主幹、監察官、調査官、企画官、管理官、指導官、						
	対策官、聴聞官、広報官、首席術科指導員、資料鑑識官、交通管制						
	交通安全施設官の職務						
	五 困難な業務を所掌する規模の小さい委員会等の事務局の長又は書記長						
	の職務						
	六 困難な業務を所掌する委員会等の事務局の監査参事の職務						
	七 困難な業務を所掌する出先機関(東京事務所に限る。)の課長の職務						
	八 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の事務長の職務						
	九 困難な業務を所掌する警察学校の事務長の職務						
	十 困難な業務を所掌する警察署の会計官の職務						
八級	一 本庁の重要な業務を所掌する政策監、部参事、知事公室長、局参事、福						
	島イノベーション・コースト構想推進監、環境回復推進監、再生可能エネ						
	ルギー産業推進監、食産業振興監、教育次長、県立高校改革監、庁参事、						
	総務監、統括参事官又は参事の職務						
	二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の副所長又は副館長の職						
	務						
九級	理事、技監、危機管理監、風評・風化戦略担当理事又は原子力損害対策担当						
	理事の職務						

# 別表第二 (第三条関係)

(平二八人委規則三○・全改、平三一人委規則五・一部改正)

# 公安職給料表等級別職務表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務					
三級	<b>  YATE   PRODUCT   PROD</b>					
四級	一 班長、専門官又は指導員の職務					
	二 警察本部の水上警察隊副隊長、分駐隊長(警部補に限る。)又は分遣所					
	長の職務					
	三 警察署の交番所長(幹部交番を除く。)、交番副所長(幹部交番に限る。)					
	又は警備派出所長の職務					
	四 困難な業務を行う警察署の交番副所長(幹部交番を除く。)又は警備派					
	出所副所長の職務					

五級	一 専門指導員の職務
	二 警察本部の研究所副所長、専門職、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊
	長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務
	三 警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
	四 困難な業務を行う班長又は専門官の職務
	五 困難な業務を行う警察本部の水上警察隊副隊長、分駐隊長(警部補に限
	る。)又は分遣所長の職務
	六 困難な業務を行う警察署の交番所長(幹部交番を除く。)、交番副所長
	(幹部交番に限る。)又は警備派出所長の職務
六級	一 困難な業務を行う警察本部の研究所副所長、専門職、隊長補佐、科長、
	師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に
	限る。)の職務
	二 困難な業務を行う警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限
	る。)の職務
七級	一 警察本部の研究所長、監察官、部主幹、室長、次席、副隊長、企画官、
	管理官、指導官、対策官、聴聞官、広報官、広域捜査官、検視官、資料鑑
	識官、交通管制官、交通安全施設官又は警衛警護官の職務
	二 警察学校の副校長の職務
	三 警察署の地域交通官又は刑事官の職務
八級	困難な業務を所掌する警察本部の研究所長、監察官又は部主幹の職務
九級	一 警察本部の総務監、警備監、統括参事官又は首席監察官の職務
	二 警察学校の校長の職務
	<u>→ 日本」は、、、1844万</u>

# 別表第三 (第三条関係)

(平二八人委規則三○・全改、平三一人委規則五・一部改正)

# 教育職給料表等級別職務表

職務の	り級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務				
一級		<b>ミ習講師の職務</b>				
二級		一 実習教諭の職務				
		二 主任実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務				
		三 指導主事、社会教育主事又は管理主事の職務				
特二級		相当困難な業務を行う指導主事、社会教育主事又は管理主事の職務				

三級		主任指導主事、主任社会教育主事又は主任管理主事の職務				
	<u>-</u>	教育機関の部長の職務				
	三	困難な業務を行う指導主事、社会教育主事又は管理主事の職務				
四級	_	中学校の校長の職務				
	<u>-</u>	困難な業務を所掌する高等学校の副校長の職務				

# 別表第四(第三条関係)

(平二八人委規則三〇・全改、平三一人委規則一一・令二人委規則一一・一部改正)

## 研究職給料表等級別職務表

職務の級		等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務			
一級	学芸」	員の職務			
二級	<u> </u>	主任学芸員の職務			
	<u> </u>	副主任学芸員の職務			
	三重	専門員の職務			
三級	<u> </u>	専門学芸員の職務			
		試験研究機関の課長の職務			
	三月	困難な研究を行う主任学芸員の職務			
四級	一 試験研究機関等の副部長、副所長又は副館長の職務				
	二	規模の小さい試験研究機関の長の職務			
	三	規模の小さい試験研究機関の副所長の職務			
	四 🗦	規模の小さい試験研究機関の分場長の職務			
	五. [	困難な研究を行う専門学芸員の職務			
	六	困難な研究を行う試験研究機関の課長の職務			
五級	<u> </u>	主任専門学芸員の職務			
	_ = =	本庁の課長の職務			
	三日	困難な研究を行う試験研究機関等の副部長、副所長又は副館長の職務			
	四	困難な研究を行う規模の小さい試験研究機関の長の職務			
	五. [	困難な研究を行う規模の小さい試験研究機関の副所長の職務			
	六	困難な研究を行う規模の小さい試験研究機関の分場長の職務			

## 別表第五 (第三条関係)

(平二八人委規則三○・全改、令二人委規則一一・令三人委規則五・一部改正)

医療職給料表 (一) 等級別職務表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務		
三級	一本庁の副課長の職務		
	二 規模の小さい出先機関の長の職務		
四級	一 本庁の部参事の職務		
	二 医療調整担当課長の職務		

## 別表第六(第三条関係)

(平二八人委規則三○・全改、令二人委規則一一・一部改正)

# 医療職給料表 (二) 等級別職務表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務				
三級	専門員の職務				
四級	規模の小さい出先機関の部長の職務				
五級	ー 本庁の副課長の職務				
	二 出先機関の部長の職務				
六級	一 主幹の職務				
	二 困難な業務を行う本庁の副課長の職務				
	三 困難な業務を行う出先機関の部長の職務				
七級	困難な業務を所掌する主任専門獣医技師、主任専門薬剤技師、主任専門医療				
	技師又は主任専門放射線技師の職務				

### 別表第七 (第三条関係)

(平二八人委規則三〇・全改)

# 医療職給料表 (三) 等級別職務表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務			
三級	<b>手護師長又は専門員の職務</b>			
五級	本庁の副課長の職務			
六級	一 主任専門看護技師の職務			
	二 困難な業務を行う本庁の副課長の職務			

# 別表第八 削除

(平二八人委規則三〇)

# 別表第九 (第五条関係)

(昭三六人委規則三二・昭三九人委規則一六・昭四○人委規則八・昭四八人委規則

四・昭五〇人委規則七・昭五〇人委規則一〇・昭六〇人委規則一二・平二人委規則 一五・平三人委規則一五・平一三人委規則八・平一三人委規則一七・平一八人委規 則一二・平二〇人委規則二四・令二人委規則一・一部改正)

#### 行政職給料表級別資格基準表

	試験	職務の級	一級	二級	三級
		学歴免許等			
正	大学卒程度	大学卒		三	四
規			0	==	七
Ø)	短大卒程度	短大卒		五・五	四
試			0	六	+
験	高校卒程度	高校卒		八	四
			0	八	十二
その	他	中学卒		九	四
			<u>=</u>	十二	十六

#### 備考

- 1 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」は、福島県職員(大学卒程度) 採用候補者試験、福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験及びこれに 準ずる正規の試験を示し、「短大卒程度」は、福島県職員(資格免許職)採用候補 者試験及びこれに準ずる正規の試験を示し、「高校卒程度」は、福島県職員(高校 卒程度)採用候補者試験及びこれに準ずる正規の試験を示す。
- 2 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)に規定する無線従事者の資格を有し、 無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員(以下「無線 従事者」という。)に対するこの表の適用については、その資格に応じて、次の表 に定める学歴免許等欄の区分と同じこの表の学歴免許等欄の学歴免許の区分に対 応する「正規の試験」の区分によることができる。この場合において、その無線従 事者の資格が次の表の調整年数欄に加える年数又は減ずる年数が定められている ものであるときは、この表に定める必要経験年数(職務の級一級の欄に定める必要 経験年数を除く。)は、当該必要経験年数にその加える年数又は減ずる年数をそれ ぞれ加減した年数とする。

無線従事者の資格	学歴免許等	調整年数
第一級総合無線通信士	大学卒	

1	1	
第一級海上無線通信士		
第一級陸上無線技術士		
第二級総合無線通信士	高校卒	(一) 一年
第二級海上無線通信士		
第二級陸上無線技術士		
第一級陸上特殊無線技士		
航空無線通信士	高校卒	(一) 〇・五年
第三級総合無線通信士	高校卒	
第三級海上無線通信士		
国内電信級陸上特殊無線技士		
第四級海上無線通信士	高校卒	(+) 一年
第一級海上特殊無線技士		
その他の資格	高校卒	(+) 三年

#### 注

- 1 調整年数欄の「(+)」の年数は加える年数を、「(-)」の年数は減ずる年数を示す。
- 2 「その他の資格」は、電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)に定める海 上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第一級陸上 特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第一級海上特殊無線技士以外のもの を示す。
  - 3 前項の規定の適用を受ける無線従事者にこの表を適用する場合における当該職員の経験年数は、それぞれその資格(その資格が電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第六十七号)附則第二条第一項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあつては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格)を取得した時以後のものとする。ただし、資格取得前に無線通信関係の義務に従事した年数がある場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる場合は、その年数の八割以下の年数を経験年数とすることができる。

## 別表第十(第五条関係)

(昭四八人委規則四・昭四八人委規則二七・昭五○人委規則七・昭五○人委規則一○・昭六○人委規則一二・平二六人委規則一五・令二人委規則一・一部改正)
公安職給料表級別資格基準表

試験		職務の級	一級	二級	三級	四級	
		学歴免許等					
正規	大学卒程度	大学卒					五.
の試					0	五.	
験	高校卒程度	高校卒		1	Ξ		五.
			0	1 1	五.	+	
その他		中学卒		1 1	=		五.
			四	六	九	十四	

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」は、国家公務員採用総合職試験を示し、「高校卒程度」は、福島県警察官候補者採用試験及びこれに準ずる警察官採用 試験を示す。

### 別表第十一 削除

(平一八人委規則一二)

# 別表第十二(第五条関係)

(昭三八人委規則二七・昭四二人委規則一九・昭四九人委規則二○・昭五○人委規則一○・昭五四人委規則九・昭六○人委規則一二・平元人委規則一六・平六人委規則四・平一三人委規則八・平一三人委規則一七・平一四人委規則二五・平一八人委規則一二・平一九人委規則九・平二○人委規則二四・平二四人委規則七・平二七人委規則六・平三○人委規則一七・平三一人委規則五・令二人委規則一・一部改正)

### 教育職給料表級別資格基準表

教育城柏村衣椒別負借至中衣					
職種	職務の級	一級	二級	特二級	
	学歴免許等				
校長	大学卒			七	
			0	t	
	短大卒			+	
			0	+	
副校長	大学卒			七	
			0	七	
	短大卒			+	
			0	+	

L				
教頭	大学卒			七
			0	七
	短大卒			+
			0	+
主幹教諭	大学卒			七
			0	七
	短大卒			+
			0	+
教諭、栄養教諭、養	大学卒			
護教諭、指導主事、			0	
社会教育主事及び	短大卒		二・五	
管理主事		0	二・五	
講師、助教諭、養護	大学卒		別に定める。	
助教諭、実習助手及		0		
び寄宿舎指導員	短大卒		別に定める。	
		0		
	高校卒		別に定める。	
		0		

### 備考

- 1 次の一に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は「大学卒」の区分とし、次の二に掲げる者に適用される同欄の区分は「短大卒」の区分とする。
  - 一 大学卒相当の者
    - (1) 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)別表第二の一種免許状のロの項又はハの項の第二欄に定める基礎資格を有する者
    - (2) 教育職員免許法第十六条の二に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号。別表第十七の2の部二の項学歴免許等の資格の該当者の欄(3)において「平成十八年一部改正法」という。)附則第五条の規定により同条の当該新免許状の授与を受けたものとみなされる同条の当該旧免許状を有する者を含む。)

- (3) 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第一条第一項の表の第七号の上欄に掲げる免許状の所有者
- (4) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第十二号、第十四号、第十五号 若しくは第二十二号の上欄又は第二十号の二の上欄のイの該当者
- (5) 旧高等商船学校(旧商船学校の同等の課程を含む。)、旧水産専門学校又は旧水産講習所の卒業者
- (6) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第七号、第十八号若しくは第二 十号の四の上欄又は第二十号の二の上欄の口の該当者で前各号に掲げる者と 同等に取り扱う必要のある者

#### 二 短大卒相当の者

- (1) 教育職員免許法別表第二の二種免許状のイの項、ロの項又はハの項の第二 欄に定める基礎資格を有する者
- (2) 教育職員免許法第十六条の二に規定する教育資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者
- (3) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十一号又は第二十三号の上欄に該当する者
- (4) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による養護教員免許状の所 有者
- 2 この表の適用を受ける職員の経験年数は、次の表の基礎学歴欄に掲げるその者の該当する基礎学歴(その基礎学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。)を取得したとき以後の経験年数からその者に適用される本表の学歴免許等欄の区分に応じ、次の表の基礎学歴欄に掲げる区分に対応する同表の調整年数欄に掲げる年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の1の一又は二の区分に掲げる該当者については一年を、同表の1の五の区分に掲げる該当者については六月を、それぞれその経験年数に加える年数とする。

調整年数	学歴免許等欄の区分			
基礎学歴	大学卒(十六年)	短大卒(十四年)	高校卒(十二年)	
高校三卒	四年	二年	_	
(十二年)				
高校二卒	五年	三年	一年	
(十一年)				

注 括弧内の年数は、それぞれの学歴の修学年数を示す。

3 教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者(教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第百六号)による改正前の教育職員免許法附則第十項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。)に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とする。この場合において、この表の職務の級二級欄に定める必要経験年数については一年とする。

#### 別表第十三 (第五条関係)

(令二人委規則一・全改)

研究職給料表級別資格基準表

職種		試験	職務の級	一級	二級
			学歴免許等		
一般	正規	大学卒程度	大学卒		_
	の試			0	_
	験	短大卒程度	短大卒		五
				0	五
		高校卒程度	高校卒 高校卒		八
				$\circ$	八
	その他	<u>ī</u>	中学卒		九
				=	十二
獣医師			修士課程修了		
			大学六卒	0	

備考 正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」の 区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考1に定めるところによる。

#### 別表第十四 (第五条関係)

(昭五〇人委規則一〇・昭六〇人委規則一二・平二人委規則三・平一三人委規則八・ 令二人委規則一・一部改正)

#### 医療職給料表 (一) 級別資格基準表

職種	職務の級	一級	二級
	学歴免許等		

医師又は歯科医師	大学六卒		六
		0	六

- 1 この表の適用を受ける医師又は歯科医師の経験年数は、免許取得後のものとする。
- 2 この表に定める基準により難い特別の事情があると認められる場合は、あらかじ め人事委員会の承認を得て定める基準によることができる。

#### 別表第十五 (第五条関係)

(昭三八人委規則七・昭四一人委規則一六・昭四三人委規則二〇・昭四四人委規則四・昭四六人委規則一九・昭四八人委規則四・昭四九人委規則二・昭五〇人委規則一〇・昭五一人委規則二・昭六〇人委規則一二・平二人委規則三・平二人委規則一・平二人委規則一〇・平八人委規則二三・平一三人委規則八・平二四人委規則七・平二七人委規則六・令二人委規則一・一部改正)

#### 医療職給料表 (二) 級別資格基準表

職種	職務の級	一級	二級	三級
	学歴免許等			
薬剤師	大学六卒			1
			0	<u> </u>
	大学卒			五.
			0	五.
獣医師	修士課程修了			<u> </u>
	大学六卒		0	<u>-</u>
	大学卒			五
			0	五.
診療放射線技師	大学卒			五
			0	五.
	短大三卒		_	別に定める。
		0	_	
診療エックス線技師	短大卒		二・五	別に定める
		0	二・五	

I	1			ı
臨床検査技師	大学卒		別に	定める
			0	
	短大三卒		一別に	定める
		0		
栄養士	大学卒		別して	定める
			0	/L 49 0
	<b>信士</b> 女			ウムフ
	短大卒		二・五別に	正める
		0	二・五	
衛生検査技師	大学卒		別に	定める
			0	
	短大卒		二・五別に	定める
		0	二・五	
 臨床工学技士	大学卒		別に	定める。
			0	
	短大三卒		一別に	定める。
				,
理学療法士及び作業療	十学太		₽I1) >	定める
	八子午		∑,1\c	足のつ
法士				
	短大三卒		一別に	定める。
		0		
視能訓練士	大学卒		別に	定める
			0	
	短大三卒		一別に	定める
		0		
歯科衛生士	短大卒		二・五別に	定める。
		0	二・五	
	高校専攻科卒			定める。
	P			ためる。
		0	四	-L> · ·
歯科技工士	短大三卒		一別に	定める。
		0	_	

	短大二卒		二・五	別に定める。
		0	二・五	
あん摩マッサージ指圧	短大三卒		_	別に定める。
師、はり師、きゆう師		0	_	
及び柔道整復師	短大二卒		二・五	別に定める。
		0	二・五	
	高校卒 高校卒		五.	別に定める。
		0	五	
その他	短大卒		二・五	別に定める
		0	二・五	
	高校卒		五.	別に定める
		0	五	
	中学卒		五.	別に定める
		四	九	

備考 この表の適用を受ける薬剤師、獣医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、栄養士、衛生検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師について第十三条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。ただし、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)附則第七項の規定に基づく試験に合格した診療エックス線技師でその免許取得前に診療エックス線に関する経歴を有している者については、その年数の八割以下の年数を経験年数とすることができる。

#### 別表第十六 (第五条関係)

(昭四三人委規則二○・昭四四人委規則四・昭五○人委規則一○・昭六○人委規則 一二・平六人委規則二○・平一四人委規則一三・平一八人委規則一二・平三○人委 規則一七・令二人委規則一・一部改正)

医療職給料表 (三) 級別資格基準表

	( ) 10 0000			
職種	職務の級	一級	二級	三級
	学歴免許等			
保健師、助産師又	大学卒			四

は看護師			0	四
	短大卒			六
			$\circ$	六
准看護師	准看護師養成所卒			
		0		

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年 法律第二百三号)第二十二条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所(保健婦 助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百五十三号)による改正 前の保健婦助産婦看護婦法(以下「改正前の保健婦助産婦看護婦法」という。)第 二十二条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける保健師、助産師、看護師及び准看護師の経験年数は、それぞれ免許取得後のものとする。ただし、国家試験に合格して保健師、助産師又は看護師となつた者について、他の職員との均衡上特に必要ある場合は、国家試験合格後の同種の職務に従事した実務経験年数及び保健師養成所又は助産師養成所(改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦養成所又は助産婦養成所を含む。以下同じ。)の修業年数の十割以下の年数を経験年数とすることができる。

#### 別表第十七(第六条関係)

(平一三人委規則八・全改、平一四人委規則一三・平一六人委規則九・平一八人委規則一二・平一九人委規則九・平一九人委規則一七・平二〇人委規則一三・平二〇人委規則二四・平二四人委規則七・平二五人委規則八・平二六人委規則一二・平二七人委規則六・平二八人委規則八・平二八人委規則四四・令二人委規則一一・一部改正)

#### 学歷免許等資格区分表

, ,,,,,		•
学歴免	色許等の区分	学歴免許等の資格の該当者
基準学歴	学歴区分	
区分		
1 大学	一 博士課程修	(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院
卒	了	博士課程の修了者
		(2) 外国における大学院博士課程等(大学院における修業年限
		三年以上となるものに限る。)の修了者(通算修学年数が十九

	左門 しいかん よる 建しの労働され時間したすのに関す )
→ <i>lb</i>   ==10 <i>lb</i>	年以上となり、かつ、博士の学位を取得したものに限る。)
二修士課程修	
了	(2) 外国における大学院修士課程等(大学院における修業年限
	一年以上となるものに限る。)の修了者(通算修学年数が十七
	年以上となり、かつ、修士の学位を取得したものに限る。)
三 専門職学位	(1) 学校教育法による専門職学位課程の修了者
課程修了	(2) 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試
	験予備試験の合格者
四 大学六卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科
	(同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上
	の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下
	同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限六年
	のものに限る。)の卒業者
	(2) 防衛医科大学校医学教育部医学科の卒業者
五 大学専攻科	(1) 学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業者
卒	(2) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校(旧独立
	行政法人水産大学校及び旧水産大学校を含む。以下同じ。)専
	攻科(「大学四卒」を入学資格とする修業年限一年以上のもの
	に限る。)の卒業者
	(3) 旧図書館職員養成所(「大学四卒」を入学資格とする修業
	年限一年以上のものに限る。)の卒業者
六 大学四卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業者
	 (2) 独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校看
	   護学部(旧国立看護大学校看護学部を含む。)の卒業者
	(3) 気象大学校大学部(修業年限四年のものに限る。)の卒業
	者
	(4) 海上保安大学校本科の卒業者
	(5) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法
	人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧
	学位授与機構を含む。)からの学士の学位の取得者
	(6) 防衛大学校の卒業者
	の

- (7) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業生
- (8) 筑波大学理療科教員養成施設(旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、短期大学又は特別支援学校(平成十八年一部改正法第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校又は聾学校を含む。)の専攻科卒業後の二年制の課程に限る。)の卒業者
- (9) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校 (「高校 三卒」を入学資格とする四年制のものに限る。)の卒業者
- (10) 独立行政法人航空大学校(旧航空大学校を含むものとし、 昭和六十二年八月以降の「短大二卒」を入学資格とする修業年 限二年以上のものに限る。)の卒業者
- (11) 外国における大学等の卒業者(通算修学年数が十六年以上 となるものに限る。)
- (12) 旧琉球教育法(千九百五十二年琉球列島米国民政府布令第 六十六号)による大学の四年課程の卒業者
- (13) 旧司法試験(司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十八号)附則第七条第一項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。)の第二次試験の合格者
- (14) 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)による公認会 計士試験の合格者
- (15) 公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の 第二次試験の合格者
- (16) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、 助産師学校又は助産師養成所(同法による看護師学校の卒業又 は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限一年以上の ものに限る。)の卒業者
- (17) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発大学校の応用課程(「短大二卒」を入学資格と

する修業年限二年以上のものに限る。)又は職業能力開発総合 大学校の特定応用課程(旧応用課程(「短大二卒」を入学資格 とする修業年限二年以上のものに限る。)を含む。)若しくは 旧長期課程(旧職業能力開発大学校の長期課程並びに旧職業訓 練大学校の長期課程及び長期指導員訓練課程を含む。)の卒業 者

- (18) 農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第百四十八号) 第三条第一号の規定により農林水産大臣の指定する都道府県 農業者研修教育施設(以下「都道府県立農業者研修教育施設」 という。)の研究課程(「短大二卒」を入学資格とする修業年 限二年のものに限る。)の卒業者
- (19) 都道府県立農業講習施設(「短大二卒」を入学資格とする 修業年限二年のものに限る。)の卒業者
- (20) 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第九条 の規定により農林水産大臣の指定する教育機関(「短大二卒」 を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業者
- (21) 旧財団法人農民教育協会鯉淵学園専門課程(修業年限四年 のものに限る。)の卒業者
- (22) 旧電気事業主任技術者資格検定規則(昭和七年逓信省令第 五十四号)による第一種資格検定試験の合格者

# 2 短大卒

## 短大三卒

- (1) 学校教育法による三年制の短期大学の卒業者又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了者
- (2) 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業者
- (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業者
- (4) 外国における大学、専門学校等の卒業者(通算修学年数が 十五年以上となるものに限る。)
- (5) 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者
- (6) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八

年法律第八十三号)による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業者

- (7) 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者
- (8) 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)による臨床 工学技士学校又は臨床工学技士養成所(いずれも「高校三卒」 を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者
- (9) 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者
- (10) 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)による視能 訓練士学校又は視能訓練士養成所(いずれも「高校三卒」を入 学資格とする修業年限三年以上のもの又は「短大二卒」を入学 資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業者
- (11) 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)による言語聴 覚士学校又は言語聴覚士養成所(いずれも「高校三卒」を入学 資格とする修業年限三年以上のもの又は学校教育法による大 学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十 八号)による大学若しくは言語聴覚士法第三十三条第三号の規 定により厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養 成所における一年(高等専門学校にあつては、四年)以上の修 業を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業

者

- (12) 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)による義肢 装具士学校又は義肢装具士養成所(いずれも「高校三卒」を入 学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者
- (13) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科 衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限三年以上 のものに限る。)の卒業者
- (14) 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定した歯科技工士養成所の昼間課程(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)第十九条の規定による改正前の歯科技工士法第十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者
- (15) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号。以下「あん摩マツサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業者
- (16) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整 復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高校三卒」を入 学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業者
- (17) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成 所(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上 のものに限る。)の卒業者
- (18) 都道府県立農業者研修教育施設の研究課程(「短大二卒」 | を入学資格とする修業年限一年のものに限る。)の卒業者
- (19) 旧財団法人農民教育協会鯉淵学園本科(修業年限三年のものに限る。)の卒業者
- (20) 旧海技大学校本科の卒業者

- (21) 旧国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号) による国立養護教諭養成所の卒業者
- (22) 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和 三十六年法律第八十七号)による国立工業教員養成所の卒業者
- (23) 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所(いずれも「短大二卒」を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業者

#### 1 短大二卒

- (1) 学校教育法による二年制の短期大学の卒業者又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了者
- (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業者
- (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、特別支援学校 (平成十八年一部改正法第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を含む。以下この表において同じ。)の専攻科(二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
- (4) 航空保安大学校本科の卒業者
- (5) 海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業者
- (6) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。)の農業技術研修課程(農林水産省(省名変更前の農林省を含む。)の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
- (7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程 (海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)及 び海技課程専修科(旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧 独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧 独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校三卒」を 入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業者
- (8) 外国における大学、専門学校等の卒業者(通算修学年数が

十四年以上となるものに限る。)

- (9) 旧琉球教育法による大学の二年課程の修了者
- (10) 旧司法試験の第一次試験の合格者
- (11) 公認会計士法の一部を改正する法律による改正前の公認 会計士法による公認会計士試験の第一次試験の合格者
- (12) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士の養成施設(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
- (13) 栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和六十年 年法律第七十三号)による改正前の栄養士法による栄養士試験 の合格者
- (14) 歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成十六年/文部科学省/厚生労働省/令第五号)による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
- (15) 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の課程(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者(一の項学歴免許等の資格の該当者の欄(14)に規定するものを除く。)
- (16) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限五年のものに限る。) の卒業者
- (17) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第七十一号)による改正前のあん摩マツサージ指圧師法(以下「改正前のあん摩マツサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のもの又は「中学卒」を入学資格とする修業年限五年のものに限る。)の卒業者

- (18) 柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第七十二号)による改正前の柔道整復師法(以下「改正前の柔道整復師法」という。)による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業者
- (19) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成 所の進学課程(同法第二十一条第四号に該当する者に係るもの をいう。)の卒業者
- (20) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若し くは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大 学校の特定専門課程(旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門 訓練課程及び特別高等訓練課程並びに職業能力開発総合大学 校の旧専門課程を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とす る修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
- (21) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の 六第一号に規定する厚生労働大臣の指定する保育士を養成す る学校その他の施設(児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (平成十四年政令第二百五十六号)による改正前の児童福祉法 施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第一項第一号 に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学 校その他の施設(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年 以上のものに限る。)を含む。)の卒業者
- (22) 都道府県立農業者研修教育施設の養成課程(「高校三卒」 を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
- (23) 農業講習所(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年 以上のものに限る。)の卒業者
- (24) 森林法施行令第九条の規定により農林水産大臣の指定する教育機関(昭和五十九年度以降指定されたもので「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者

- (26) 旧農民研修教育施設(農林水産大臣と協議して昭和五十六年度以降設置された農業改良助長法の一部を改正する法律(平成六年法律第八十七号)による改正前の農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十四条第一項第三号に掲げる事業等を行う施設で「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
- (27) 旧都道府県林業講習所(「高校三卒」を入学資格とする修 業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
- (28) 旧航空大学校本科 (「高校三卒」を入学資格とする修業年 限二年以上のものに限る。) の卒業者
- (29) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律による改正 前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法による診療エ ックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業者
- (30) 海上保安学校灯台科 (「高校三卒」を入学資格とする修業 年限二年のものに限る。)の卒業者
- (31) 旧航空保安職員研修所本科 (「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。) の卒業者
- (32) 衛生検査技師法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律 第八十三号)による改正前の衛生検査技師法(昭和三十三年法 律第七十六号)による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成 所の卒業者
- (33) 旧商船高等学校(席上課程及び実習課程を含む。)の卒業 者
- (34) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第二種資格検 定試験の合格者
- (35) 気象大学校大学部(昭和三十七年三月三十一日以前の気象 庁研修所高等部を含むものとし、修業年限二年のものに限る。) の卒業者
- (36) 旧図書館職員養成所(「高校三卒」を入学資格とする修業 年限二年以上のものに限る。)の卒業者

三 短大一卒 (1) 海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業者

I	1	I
		(2) 外国における専門学校等の卒業者(通算修学年数が十三年
		以上となるものに限る。)
		(3) 海上保安学校の灯台科又は水路科(いずれも「高校三卒」
		を入学資格とする修業年限一年のものに限る。)の卒業者
3 高校	一 高校専攻科	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、特別支援学校
卒	卒	の専攻科の卒業者
		(2) 改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施
		設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限四年のもの
		に限る。)の卒業者
		(3) 改正前の柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復
		師養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限四
		年のものに限る。)の卒業者
		(4) 歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(昭
		和五十八年文部省厚生省令第一号) による改正前の歯科衛生士
		学校養成所指定規則(昭和二十五年文部省厚生省令第一号)に
		よる歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の卒業者
	二 高校三卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別
		支援学校の高等部の卒業者
		(2) 高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号)
		による通信教育による高等学校卒業と同等の単位の修得者
		(3) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令
		第一号)による高等学校卒業程度認定試験の合格者
		(4) 高等学校卒業程度認定試験規則附則第二条の規定による廃
		止前の大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三
		号) による大学入学資格検定の合格者
		(5) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科(旧
		独立行政法人海員学校本科を含むものとし、「中学卒」を入学
		資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業者
		(6) 外国における高等学校等の卒業者(通算修学年数が十二年
		以上となるものに限る。)
		(7) 旧琉球教育法又は旧教育法(千九百五十七年琉球列島米国

1	1	1
		民政府布令第百六十五号)による高等学校の卒業者
		(8) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いず
		れも「中学卒」を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)
		の卒業者
	三 高校二卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養
		成所の卒業者
		(2) 改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施
		設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限二年のもの
		に限る。)の卒業者
		(3) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第三種資格検定
		試験の合格者
4 中学	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援
卒		学校の中学部の卒業者又は中等教育学校の前期課程の修了者
		(2) 外国における中学校の卒業者(通算修学年数が九年以上と
		なるものに限る。)
		(3) 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しく
		は聾学校の中学部の卒業者
		(4) 旧海員学校(「中学卒」を入学資格とする修業年限一年又
		は二年のものに限る。)の卒業者

- 1 学歴免許等の資格の該当者欄の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校、看護婦養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。
- 2 学校教育法による専修学校及び各種学校(同法施行前におけるこれに準ずるものを含む。)等で、この表に掲げられていないものの卒業者等について、当該学校における教科内容が、その者の従事する職務に直接関連あると認められるものについては、任命権者が人事委員会と協議して、それぞれの課程に相当するこの表の学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。

別表第十八 (第七条関係)

## (平八人委規則二三・全改、平一三人委規則八・一部改正)

## 経験年数換算表

j	経歴	換算割合
国家公務員、地方公務員又は	職員の職務とその種類が類似す	十割以下
旧公共企業体、政府関係機関	る職務に従事した期間	
若しくは外国政府の職員と	その他の期間	八割以下(部内の他の職員と
しての在職期間		の均衡を著しく失する場合
		は、十割以下)
民間における企業体、団体等	職員としての職務にその経験が	十割以下
の職員としての在職期間	直接役立つと認められる職務に	
	従事した期間	
	その他の期間	八割以下
学校又は学校に準ずる教育機	関における在学期間(正規の修	十割以下
学年数内の期間に限る。)		
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の	十割以下
	知識、技術又は経験を必要とする	
	職務に従事した期間で、その職務	
	についての経験が職員としての	
	職務に直接役立つと認められる	
	もの	
	技能、労務等の職務に従事した期	五割以下(部内の他の職員と
	間で、その職務についての経験が	の均衡を著しく失する場合
	職員としての職務に役立つと認	は、八割以下)
	められるもの	
	その他の期間	二割五分以下(部内の他の職
		員との均衡を著しく失する
		場合及び教育職給料表の適
		用を受ける職員に適用する
		場合は、五割以下)

#### 備考

1 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、

その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算割合欄の割合を八割以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、十割以下)とする。

- 2 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法による職業能力開発校その他これに準ずる訓練機関における在校期間(正規の修業年限内の期間に限る。)に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算割合欄の割合を職員としての職務に役立つと認められる期間については八割以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、十割以下)、その他の期間については五割以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、八割以下)とする。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表にこの表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。

#### 別表第十九 (第八条関係)

(昭四八人委規則二七・全改、昭五○人委規則一○・昭五五人委規則一四・昭六○ 人委規則一二・平二人委規則三・平六人委規則四・平一三人委規則八・平一四人委 規則一三・平一六人委規則九・平一八人委規則一二・平二○人委規則二四・平二八 人委規則四四・令二人委規則一・一部改正)

#### 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
博士課程修了	二十一年	(+) 五年	(+) 七年	(+) 九年	(+)十二年
修士課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
専門職学位課程修	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
了					
大学六卒	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
大学専攻科卒	十七年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 五年	(+) 八年
大学四卒	十六年		(+) 二年	(+) 四年	(+) 七年
短大三卒	十五年	(一) 一年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 六年
短大二卒	十四年	(一) 二年		(+) 二年	(+) 五年

短大一卒	十三年	(一) 三年	(一) 一年	(+) 一年	(+) 四年
高校専攻科卒	十三年	(一) 三年	(一) 一年	(+) 一年	(+) 四年
高校三卒	十二年	(一) 四年	(一) 二年		(+) 三年
高校二卒	十一年	(一) 五年	(一) 三年	(一) 一年	(+) 二年
中学卒	九年	(一) 七年	(一) 五年	(一) 三年	

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免 許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもつて、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実施修練を経て 医師国家試験に合格した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に 対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもつて、こ の表の修学年数及び調整年数とする。
- 5 正規の試験により採用された者及び医療職給料表(二)の適用を受けるあん摩マッサージ指圧師のうち、第八条の規定を適用したものとした場合にその者の経験年数が負となる者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ当該負となる経験年数に相当する年数を加えた年数をもつて、この表の修学年数及び調整年数とする。
- 6 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬 学若しくは獣医学に関する課程(修業年限四年のものに限る。)を修了した者に対

するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修 学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもつて、この表の修学 年数欄の年数及び調整年数とする。

- 7 商船大学の卒業者(昭和五十年度以前に入学した者に限る。)又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の正規の在学年数の和の年数から減じ、その年数が正となるときはその年数を加える年数として、その年数が負となるときはその年数を減ずる年数として、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ加減した年数をもつて、この表の修学年数及び調整年数とする。
- 8 医療職給料表(三)初任給基準表の備考1の規定の適用を受ける「短大三卒」の 区分以上の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に対するこの表の適用につ いては、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数からそれぞれ 一年を減じた年数をもつて、この表の修学年数及び調整年数とする。
- 9 次に掲げる者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修 業年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもつて、この表の修学 年数及び調整年数とすることができる。
  - 一 学校教育法による大学の二年制の専攻科の卒業者
  - 二 学校教育法による三年制の短期大学(昼間課程に相当する単位を三年間に修得する夜間課程を除く。)の専攻科の卒業者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。)から学士の学位を授与された者を除く。)
  - 三 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業者(独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)
  - 四 学校教育法による高等専門学校の二年制の専攻科の卒業者(独立行政法人大学 改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)
  - 五 旧独立行政法人海員学校(旧海員学校を含む。以下同じ。) 司ちゆう・事務科 の卒業者
  - 六 旧海員学校の専修科(「高校三卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限 る。)、専科又は司ちゆう科の卒業者
  - 七 旧海技大学校本科の卒業者

10 旧海員学校高等科の卒業者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ二年を加えた年数をもつて、この表の修学年数及び調整年数とすることができる。

#### 別表第二十(第十一条関係)

(昭三六人委規則一五・昭三六人委規則三二・昭三八人委規則七・昭三八人委規則二七・昭三九人委規則一六・昭四〇人委規則八・昭四〇人委規則二〇・昭四一人委規則二六・昭四二人委規則一九・昭四三人委規則二〇・昭四四人委規則二六・昭四五人委規則一九・昭四六人委規則一・昭五〇人委規則七・昭五〇人委規則一〇・昭五一人委規則一一・昭六〇人委規則一二・平二人委規則一五・平三人委規則一三・平一人委規則一二・平二人委規則一・一部改正)

行政職給料表初任給基準表

職種		試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の	大学卒程度		一級二十九号給
	試験	短大卒程度		一級十九号給
		高校卒程度		一級九号給
	その他		高校卒	一級五号給
無線従			第一級総合無線通信士	一級二十九号給
事者			第一級海上無線通信士	
			第一級陸上無線技術士	
			第二級総合無線通信士	一級十三号給
			第二級海上無線通信士	
			第二級陸上無線技術士	
			第一級陸上特殊無線技士	
			航空無線通信士	一級九号給
			第三級総合無線通信士	一級五号給
			第三級海上無線通信士	
			国内電信級陸上特殊無線技士	
			第四級海上無線通信士	
			第一級海上特殊無線技士	
			その他の資格	

- 1 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校 卒程度」の区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考1に定めるところによる。
- 2 無線従事者については、職種欄の「無線従事者」の区分を適用するよりも「正規 の試験」の区分を適用することがその者にとつて有利となる場合には、その者の有 する学歴を基準として、「正規の試験」の区分を適用することができる。
- 3 職種欄の「無線従事者」及び学歴免許等欄の「その他の資格」については、行政 職給料表級別資格基準表の備考2に定めるところによる。
- 4 無線従事者に第十三条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数については、行政職給料表級別資格基準表の備考3に定めるところによる。

#### 別表第二十一(第十一条関係)

(昭三六人委規則三二・昭三八人委規則七・昭三八人委規則二七・昭三九人委規則六・昭三九人委規則一六・昭四〇人委規則八・昭四〇人委規則二〇・昭四一人委規則二六・昭四二人委規則一九・昭四三人委規則二一・昭四四人委規則二六・昭四五人委規則一九・昭四五人委規則一九・昭四七人委規則四・昭四八人委規則二七・昭四九人委規則二・昭五〇人委規則七・昭五〇人委規則一〇・昭五一人委規則一一・昭六〇人委規則一二・平二人委規則一五・平六人委規則一・平二人委規則一一・平二人委規則一五・平二人委規則一一・平二人委規則一五・令二人委規則一・一部改正)

#### 公安職給料表初任給基準表

試	験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒程度		三級五号給
	高校卒程度		一級五号給

#### 備考

- 1 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」及び「高校卒程度」の区分は、 公安職給料表級別資格基準表の備考1に定めるところによる。
- 2 福島県警察官候補者採用試験の試験区分「A」の結果に基づいて職員となった者 及び選考によることを妨げない場合として人事委員会規則で定める職を占めるこ ととなった職員のうちこれに準ずると認められるものについては、初任給欄に掲げ る号給を「一級九号給」とする。
- 3 福島県警察における採用時教養の修了者の初任給の号給については、この表にか

かわらず、別に定めるところによる。

別表第二十二 削除

(平一八人委規則一二)

別表第二十三 (第十一条関係)

(昭三六人委規則三二・全改、昭三八人委規則七・昭三八人委規則二七・昭三九人委規則一六・昭四〇人委規則八・昭四〇人委規則二〇・昭四一人委規則二六・昭四二人委規則一九・昭四三人委規則二〇・昭四四人委規則二六・昭四五人委規則一九・昭四六人委規則一九・昭四六人委規則一九・昭四九人委規則二・昭五〇人委規則七・昭五〇人委規則一〇・昭五一人委規則一一・昭六〇人委規則一二・平二人委規則一五・平六人委規則四・平二三人委規則八・平一三人委規則一七・平一八人委規則一二・平二〇人委規則二・平二一人委規則二・平二一人委規則一・一部改正)

#### 教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭、栄養教諭及び養護教	博士課程修了	二級三十三号給
諭	修士課程修了又は専門職学位課程修了	二級十七号給
	大学卒	二級五号給
	 短大卒	一級十五号給
講師、助教諭、養護助教諭、	大学卒	一級二十五号給
実習助手及び寄宿舎指導	短大卒	一級十五号給
員	高校卒	一級五号給

#### 備考

- 1 教育職給料表級別資格基準表の備考1の一に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は「大学卒」の区分とし、同表備考1の二に掲げる者に適用される同欄の区分は「短大卒」の区分とする。
- 2 この表の適用を受ける職員に第十三条の規定を適用する場合の経験年数は、教育職給料表級別資格基準表備考2の表の基礎学歴欄に掲げるその者の該当する基礎学歴(その基礎学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。)を取得したとき以後の経験年数からその基礎学歴の修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の修学年数との差の年数を減じた年数とする。ただし、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員以外の職員であつて、学歴免許等資格区分表の1の五の区分に掲げる者に該当するものについては、六月をその経験年数に加えた年数とする。

3 教育職給料表級別資格基準表の備考3に規定する職員に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とし、その者についての初任給欄に掲げる号給は、 二級五号給とし、その者に第十三条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数は、備考2の規定の適用によつて得られる年数から一年を減じた年数とする。

#### 別表第二十四(第十一条関係)

(令二人委規則一・全改)

研究職給料表初任給基準表

職種		試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の	大学卒程度		一級二十九号給
	試験	短大卒程度		一級十九号給
		高校卒程度		一級九号給
	その他		博士課程修了	一級六十一号給
			修士課程修了又は専門職学位課程修了	一級四十一号給
			大学六卒	
			高校卒	一級五号給
獣医師			修士課程修了又は専門職学位課程修了	一級四十一号給
			大学六卒	

備考 正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」の 区分は、行政職給料表初任給基準表の備考1に定めるところによる。

#### 別表第二十五 (第十一条関係)

(昭三六人委規則三二・全改、昭三八人委規則七・昭三八人委規則二七・昭三九人委規則一六・昭四〇人委規則八・昭四〇人委規則二〇・昭四一人委規則一六・昭四一人委規則二六・昭四二人委規則一九・昭四三人委規則二〇・昭四四人委規則二六・昭四五人委規則一九・昭四九人委規則一・昭五一人委規則一一・昭二〇人委規則一二・平二人委規則三・平二人委規則一五・平一三人委規則八・平一八人委規則一二・平二五人委規則二・令二人委規則一・一部改正)

#### 医療職給料表 (一) 初任給基準表

四, 水柳, 木 八	71工师	
職種	学歴免許等	初任給
医師及び歯科医師	博士課程修了	一級三十三号給
	大学六卒	一級九号給

備考 この表の適用を受ける職員に第十三条の規定を適用する場合におけるその者の経

験年数は、免許取得後の経験年数とする。

#### 別表第二十六 (第十一条関係)

(昭三六人委規則三二・昭三八人委規則七・昭三八人委規則二七・昭三九人委規則一六・昭四〇人委規則八・昭四〇人委規則二〇・昭四一人委規則一六・昭四一人委規則二六・昭四二人委規則一九・昭四三人委規則二一・昭四四人委規則一一・昭四五人委規則一一・昭五四人委規則一・昭五一人委規則一・昭五一人委規則一・昭五一人委規則一・昭五一人委規則一・昭五一人委規則一・昭五一人委規則一一・昭五四人委規則一・昭六〇人委規則一二・平二人委規則三・平二人委規則一五・平六人委規則四・平七人委規則六・平八人委規則一〇・平八人委規則二三・平一三人委規則八・平一八人委規則一二・平二四人委規則七・平二五人委規則二・平二七人委規則六・令二人委規則一・一部改正)

医療職給料表 (二) 初任給基準表

医原碱和科衣(二)作	7 压伸至于女	
職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学六卒	二級十九号給
	大学卒	二級五号給
 獣医師	修士課程修了又は専門職学位課程修了	二級十九号給
	大学六卒	
	大学卒	二級五号給
 診療放射線技師	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
診療エックス線技師	短大卒	一級十五号給
臨床検査技師	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
栄養士	大学卒	二級五号給
	短大卒 短大卒	一級十五号給
衛生検査技師	大学卒	二級五号給
	短大卒	一級十五号給
臨床工学技士	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
理学療法士及び作業療法	大学卒	二級五号給

士	 短大三卒	一級二十一号給
視能訓練士	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
歯科衛生士	短大卒	一級十五号給
	高校専攻科卒	一級十一号給
歯科技工士	短大三卒	一級二十一号給
	短大二卒	一級十五号給
あん摩マッサージ指圧師、	短大三卒	一級二十一号給
はり師、きゆう師及び柔道	短大二卒	一級十五号給
整復師	高校卒	一級五号給
その他	短大卒	一級十五号給
	高校卒	一級五号給

- 1 医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に規定する職員に第十三条の規定を適用 する場合におけるその者の経験年数は、同表の備考に定めるところによる。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十四号)附則第三条の規定 により薬剤師となつたものに対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学 六卒」の区分によるものとする。

## 別表第二十七 (第十一条関係)

(昭三六人委規則一五・昭三六人委規則三二・昭三八人委規則七・昭三八人委規則二七・昭三九人委規則一六・昭四〇人委規則八・昭四〇人委規則二〇・昭四一人委規則二六・昭四二人委規則一九・昭四三人委規則二〇・昭四四人委規則四・昭四四人委規則二六・昭四五人委規則一九・昭四九人委規則二・昭五〇人委規則七・昭五〇人委規則一〇・昭五一人委規則一一・平二人委規則一五・平六人委規則二〇・平一四人委規則一三・平一八人委規則一二・平二〇人委規則二四・平二五人委規則二・令二人委規則一・一部改正)

## 医療職給料表 (三) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師及び助産師	大学卒	二級十五号給
	短大三卒	二級九号給

看護師	短大三卒	二級九号給
	短大二卒	二級五号給
准看護師	准看護師養成所卒	一級五号給

- 1 保健師助産師看護師法第二十一条第四号に該当する看護師のうち、准看護師の業務に従事した経験が三年以上であることをもつて同号に該当することとなる職員については、初任給欄に掲げる号給を「二級十三号給」とする。
- 2 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、医療職給料表(三)級別資格基準表の 備考1に定めるところによる。
- 3 この表の適用を受ける職員に第十三条の規定を適用する場合におけるその者の 経験年数は、それぞれ免許取得後の経験年数とする。
- 4 国家試験に合格して保健師、助産師又は看護師となつた者について、他の職員と の均衡上特に必要がある場合は、この表に掲げる号給にかかわらず、国家試験合格 後の同種の職務に従事した実務経験年数及び保健師養成所又は助産師養成所の修 業年数を考慮して初任給を調整することができる。

#### 別表第28(第24条関係)

(平18人委規則12・全改、平20人委規則13・平21人委規則22・平24人委規則7・平25人委規則2・平26人委規則15・平27人委規則6・平28人委規則8・平28人委規則44・平30人委規則2・平30人委規則17・平30人委規則32・平31人委規則5・令元人委規則9・一部改正)

#### 昇格時号給対応表

#### 1 行政職給料表昇格時号給対応表

	10112/101111111111111111111111111111111											
昇格した日の		昇格後の号給										
前日に受けて	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級			
いた号給												
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1			

ı	1	I	İ	i	ı	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14

ı	Ì	1	ı	1	ı	1	ı	1	ı
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		
56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	26	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			

ı	1	1	1	1	I	1	1	1
30	46	47	59	50	31			
30	46	47	60	50	32			
31	47	47	61	50	32			
31	47	48	62	50	32			
32	48	48	63	50	32			
32	48	48	64	50	32			
33	49	49	65	50	32			
33	49	49	66	50	32			
34	49	49	67	50	32			
34	49	50	68	50	32			
35	50	50	68	51	32			
35	50	50	68	51	32			
36	50	51	68	51	32			
36	50	51	68	51	32			
37	51	51	69	51	33			
37	51	52	69	51	33			
38	51	52	69	51	34			
38	51	52	69	51	34			
39	52	53	69	51	35			
39	52	53	70	51	35			
40	52	53	70	51	35			
40	52	53	70	51	35			
41	53	54	71	52	35			
41	53	54	72	52				
42	53	54	73	52				
42	53	54	74	52				
43	53	55	75	53				
	54	55	76					
	54	55	77					
	54	55	78					
	30 31 31 32 32 33 34 34 34 35 36 36 37 37 38 38 39 40 40 41 41 41 42 42	30       46         31       47         31       47         32       48         32       48         33       49         34       49         35       50         36       50         36       50         37       51         38       51         39       52         40       52         41       53         42       53         43       53         54       54	30       46       47         31       47       48         32       48       48         32       48       48         33       49       49         34       49       49         34       49       50         35       50       50         36       50       51         36       50       51         37       51       51         37       51       52         38       51       52         39       52       53         40       52       53         40       52       53         41       53       54         42       53       54         42       53       54         43       53       55         54       55	30       46       47       60         31       47       47       61         31       47       48       62         32       48       48       64         33       49       49       65         33       49       49       66         34       49       49       67         34       49       50       68         35       50       50       68         35       50       50       68         36       50       51       68         36       50       51       68         37       51       52       69         38       51       52       69         38       51       52       69         39       52       53       69         39       52       53       70         40       52       53       70         40       52       53       70         41       53       54       71         41       53       54       73         42       53       54       74         43	30       46       47       60       50         31       47       47       61       50         31       47       48       62       50         32       48       48       63       50         32       48       48       64       50         33       49       49       65       50         34       49       49       66       50         34       49       50       68       50         35       50       50       68       51         35       50       50       68       51         36       50       51       68       51         36       50       51       68       51         37       51       52       69       51         38       51       52       69       51         38       51       52       69       51         39       52       53       69       51         39       52       53       70       51         40       52       53       70       51         40       52       53 <td< td=""><td>30       46       47       60       50       32         31       47       47       61       50       32         31       47       48       62       50       32         32       48       48       63       50       32         32       48       48       64       50       32         33       49       49       65       50       32         34       49       49       66       50       32         34       49       49       67       50       32         35       50       50       68       50       32         35       50       50       68       51       32         36       50       51       68       51       32         36       50       51       68       51       32         37       51       51       69       51       33         37       51       52       69       51       34         38       51       52       69       51       34         39       52       53       70       51       35</td><td>30       46       47       60       50       32         31       47       47       61       50       32         31       47       48       62       50       32         32       48       48       63       50       32         32       48       48       64       50       32         33       49       49       65       50       32         34       49       49       66       50       32         34       49       49       66       50       32         34       49       50       68       50       32         35       50       50       68       51       32         36       50       51       68       51       32         36       50       51       68       51       32         37       51       51       68       51       32         37       51       52       69       51       33         38       51       52       69       51       34         39       52       53       70       51       35</td><td>30       46       47       60       50       32         31       47       48       62       50       32         31       47       48       62       50       32         32       48       48       63       50       32         32       48       48       64       50       32         33       49       49       65       50       32         34       49       49       67       50       32         34       49       49       67       50       32         34       49       50       68       50       32         35       50       50       68       51       32         36       50       50       68       51       32         36       50       51       68       51       32         37       51       51       68       51       32         37       51       52       69       51       33         38       51       52       69       51       34         39       52       53       70       51       35</td></td<>	30       46       47       60       50       32         31       47       47       61       50       32         31       47       48       62       50       32         32       48       48       63       50       32         32       48       48       64       50       32         33       49       49       65       50       32         34       49       49       66       50       32         34       49       49       67       50       32         35       50       50       68       50       32         35       50       50       68       51       32         36       50       51       68       51       32         36       50       51       68       51       32         37       51       51       69       51       33         37       51       52       69       51       34         38       51       52       69       51       34         39       52       53       70       51       35	30       46       47       60       50       32         31       47       47       61       50       32         31       47       48       62       50       32         32       48       48       63       50       32         32       48       48       64       50       32         33       49       49       65       50       32         34       49       49       66       50       32         34       49       49       66       50       32         34       49       50       68       50       32         35       50       50       68       51       32         36       50       51       68       51       32         36       50       51       68       51       32         37       51       51       68       51       32         37       51       52       69       51       33         38       51       52       69       51       34         39       52       53       70       51       35	30       46       47       60       50       32         31       47       48       62       50       32         31       47       48       62       50       32         32       48       48       63       50       32         32       48       48       64       50       32         33       49       49       65       50       32         34       49       49       67       50       32         34       49       49       67       50       32         34       49       50       68       50       32         35       50       50       68       51       32         36       50       50       68       51       32         36       50       51       68       51       32         37       51       51       68       51       32         37       51       52       69       51       33         38       51       52       69       51       34         39       52       53       70       51       35

97	54	55	79			
98	54	56	80			
99	55	56	81			
100	55	56	82			
101	55	56	83			
102	55	56				
103	55	57				
104	56	57				
105	56	57				
106	56	57				
107	56	57				
108	56	58				
109	56	58				
110	57	58				
111	57	58				
112	57	58				
113	57	59				
114	57					
115	57					
116	58					
117	58					
118	58					
119	58					
120	58					
121	58					
122	59					
123	59					
124	59					
125	59					

<sup>2</sup> 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の	昇格後の号給										
前日に受けて	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
いた号給											
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
10	2	1	1	1	2	2	1	1	1		
11	3	1	1	1	3	3	1	1	1		
12	4	1	1	1	4	4	1	1	1		
13	5	1	1	1	5	5	1	1	1		
14	6	2	1	1	6	6	2	2	2		
15	7	3	1	1	7	7	3	3	3		
16	8	4	1	1	8	8	4	4	4		
17	9	5	1	1	9	9	5	5	5		
18	10	6	2	1	10	10	6	6	6		
19	11	7	3	1	11	11	7	7	7		
20	12	8	4	1	12	12	8	8	8		
21	13	9	5	1	13	13	9	9	9		
22	14	10	6	1	14	14	10	10	10		
23	15	11	7	1	15	15	11	11	11		
24	16	12	8	1	16	16	12	12	12		
25	17	13	9	1	17	17	13	13	13		
26	18	14	10	2	18	18	14	14	13		
27	19	15	11	3	19	19	15	15	14		

İ	ĺ	i	İ	Ī	i	ı	Ī	i	İ
28	20	16	12	4	20	20	16	16	14
29	21	17	13	5	21	21	17	17	14
30	22	18	14	6	22	22	18	18	14
31	23	19	15	7	23	23	19	19	15
32	24	20	16	8	24	24	20	20	15
33	25	21	17	9	25	25	21	21	15
34	26	22	18	10	26	26	22	22	16
35	27	23	19	11	27	27	23	23	16
36	28	24	20	12	28	28	24	24	16
37	29	25	21	13	29	29	25	25	17
38	30	26	22	14	30	30	26	26	17
39	31	27	23	15	31	31	27	27	17
40	32	28	24	16	32	32	28	28	18
41	33	29	25	17	33	33	29	29	18
42	34	30	26	18	34	34	30	29	18
43	35	31	27	19	35	35	31	29	19
44	36	32	28	20	36	36	32	30	19
45	37	33	29	21	37	37	33	30	19
46	38	34	30	22	38	38	34	30	
47	39	35	31	23	39	39	35	30	
48	40	36	32	24	40	40	36	30	
49	41	37	33	25	41	41	37	30	
50	42	38	34	26	42	42	38	31	
51	43	39	35	27	43	43	39	31	
52	44	40	36	28	44	44	40	31	
53	45	41	37	29	45	45	41	31	
54	46	42	38	30	46	46	41	31	
55	47	43	39	31	47	47	42	31	
56	48	44	40	32	48	48	42	32	
57	49	45	41	33	49	49	43	32	

58	50	46	42	34	50	49	43	32	
<b>5</b> 9	51	47	43	35	51	49	44	32	
60	52	48	44	36	52	50	44	32	
61	53	49	45	37	53	50	44	32	
62	54	50	46	38	54	50	44	32	
63	55	51	47	39	55	51	44	33	
64	56	52	48	40	56	51	44	33	
65	57	53	49	41	57	51	44	33	
66	58	54	50	42	58	52	44	33	
67	59	55	51	43	59	52	44	33	
68	60	56	52	44	60	52	44	33	
69	61	57	53	45	61	52	45	33	
70	62	58	54	45	62	52	45		
71	63	59	55	46	63	52	45		
72	64	60	56	46	64	52	45		
73	65	61	57	47	65	52	45		
74	66	62	58	47	66	52	45		
75	67	63	59	48	67	52	45		
76	68	64	60	48	68	<b>5</b> 3	45		
77	69	65	61	49	68	<b>5</b> 3	45		
78	70	66	62	50	68	53	45		
79	71	67	63	51	69	53	45		
80	72	68	64	52	70	<b>5</b> 3	46		
81	73	69	65	<b>5</b> 3	71	<b>5</b> 3	46		
82	74	70	66	54	72	<b>5</b> 3	46		
83	75	71	67	55	73	<b>5</b> 3	47		
84	76	72	68	56	74	<b>5</b> 3	47		
85	77	73	69	57	75	53	47		
86	77	74	69	57	76	53			
87	78	75	70	58	77	<b>5</b> 3			

88	78	76	70	58	78	54		
89	79	77	71	59	79	54		
90	79	78	71	59	80	54		
91	80	79	72	60	81	55		
92	80	80	72	60	82	55		
93	81	81	73	61	83	55		
94	82	82	74	61	84	56		
95	83	83	75	61	85	56		
96	84	84	76	62	86	56		
97	85	85	77	62	87	57		
98	86	86	78	62	88	57		
99	87	87	79	63	89	57		
100	88	88	80	63	90	58		
101	89	89	81	63	91	59		
102	90	89	82	64	92			
103	91	90	83	64	93			
104	92	90	84	64	94			
105	93	91	85	65	95			
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				
116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				

1	1	i	I	i	I	i	ı	I	I
118	99	101	93	69					
119	100	101	94	69					
120	100	102	94	69					
121	101	102	95	69					
122	101	102	95	69					
123	102	103	96	69					
124	102	103	96	69					
125	103	103	96	69					
126		104	96	70					
127		104	96	70					
128		104	96	70					
129		105	96	71					
130			96						
131			96						
132			96						
133			97						
134			97						
135			97						
136			97						
137			97						
138			98						
139			99						
140			100						
141			100						

## 3 研究職給料表昇格時号給対応表

- 3//2018/4/17/2/11 4 4/18/4/12/2										
昇格した日の		昇格後の号給								
前日に受けて	2級	3級	4級	5級						
いた号給										
1	1	1	1	1						
2	1	1	1	1						

				1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	2	1	6	2
23	3	1	7	3
24	4	1	8	4
25	5	1	9	5
26	6	1	10	6
27	7	1	11	7
28	8	1	12	8
29	9	1	13	9
30	10	1	14	10
31	11	1	15	11
32	12	1	16	12

33	13	1	17	13
34	14	2	18	14
35	15	3	19	15
36	16	4	20	16
37	17	5	21	17
38	18	6	22	18
39	19	7	23	19
40	20	8	24	20
41	21	9	25	21
42	22	10	26	22
43	23	11	27	23
44	24	12	28	24
45	25	13	29	25
46	25	14	29	25
47	26	15	30	26
48	26	16	30	26
49	27	17	31	27
50	27	17	31	27
51	28	18	32	28
52	28	18	32	28
53	29	19	33	29
54	30	19	34	29
55	31	20	35	30
56	32	20	36	30
57	33	21	37	31
58	33	21	37	31
59	34	22	38	32
60	34	22	38	32
61	35	23	39	33
62	35	23	39	33

63	36	24	40	34
64	36	24	40	34
65	37	25	41	35
66	37	25	41	35
67	38	26	42	36
68	38	26	42	36
69	39	27	43	37
70	39	27	43	37
71	40	28	44	38
72	40	28	44	38
73	41	29	44	39
74	41	29	45	
75	42	30	45	
76	42	30	45	
77	43	31	46	
78	43	31	46	
79	44	32	46	
80	44	32	47	
81	45	33	47	
82	46	33	47	
83	47	33	48	
84	48	33	48	
85	49	34	49	
86	50	34	49	
87	51	34	50	
88	52	34	50	
89	53	35	51	
90	54	35		
91	55	35		
92	56	35		

Ī	İ	I	1
93	57	36	
94	58	36	
95	59	36	
96	60	36	
97	61	37	
98	62	37	
99	63	37	
100	64	38	
101	65	38	
102	65	38	
103	66	39	
104	66	39	
105	67	39	
106	67	39	
107	68	40	
108	68	40	
109	69	40	
110	69	40	
111	69	41	
112	69	41	
113	70	41	
114	70	41	
115	70	41	
116	70	42	
117	71	42	
118	71	42	
119	71	42	
120	71	42	
121	72	43	

<sup>4</sup> 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の	昇格後の号給			
前日に受けて	2級	特2級	3級	4級
いた号給				
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	1	1
27	7	3	1	1

ĺ		I	Ī	
28	8	4	1	1
29	9	5	1	1
30	10	6	1	1
31	11	7	1	1
32	12	8	1	1
33	13	9	1	1
34	14	10	1	1
35	15	11	1	1
36	16	12	1	1
37	17	13	1	1
38	18	14	1	1
39	19	15	1	1
40	20	16	1	1
41	21	17	1	1
42	22	18	1	2
43	23	19	1	3
44	24	20	1	4
45	25	21	1	5
46	26	22	1	6
47	27	23	1	7
48	28	24	1	8
49	29	25	1	9
50	29	26	1	10
51	30	27	1	11
52	30	28	1	12
53	31	29	1	13
54	31	30	2	14
55	32	31	3	15
56	32	32	4	16
57	33	33	5	17

1				
58	33	34	6	18
59	34	35	7	19
60	34	36	8	20
61	35	37	9	21
62	35	38	10	22
63	36	39	11	23
64	36	40	12	24
65	37	41	13	25
66	37	42	14	25
67	38	43	15	26
68	38	44	16	26
69	39	45	17	27
70	39	46	18	27
71	40	47	19	28
72	40	48	20	28
73	41	49	21	29
74	41	50	22	29
75	42	51	23	30
76	42	52	24	30
77	43	<b>5</b> 3	25	31
78	43	54	26	31
79	44	55	27	32
80	44	56	28	32
81	45	57	29	33
82	46	58	30	33
83	47	59	31	33
84	48	60	32	33
85	49	61	33	34
86	49	62	34	34
87	50	63	35	34

88	50	64	36	34
89	51	65	37	35
90	51	66	38	35
91	52	67	39	35
92	52	68	40	35
93	53	69	41	36
94	53	70	42	36
95	53	71	43	36
96	54	72	44	36
97	54	73	45	37
98	54	74	46	
99	55	75	47	
100	55	76	48	
101	55	77	49	
102	56	78	49	
103	56	79	50	
104	56	80	50	
105	57	81	51	
106	57	81	51	
107	57	82	52	
108	58	82	52	
109	58	83	53	
110	58	83	53	
111	59	84	54	
112	59	84	54	
113	59	85	55	
114	60	85	55	
115	60	86	56	
116	60	86	56	
117	61	87	57	

118	61	87	57	
119	61	88	57	
120	61	88	57	
121	61	89	57	
122	62	89	57	
123	62	89	57	
124	62	89	57	
125	62	89	58	
126	62	90	58	
127	63	90	58	
128	63	90	58	
129	63	90	58	
130	63	90	58	
131	63	91	58	
132	64	91	58	
133	64	91	59	
134	64	91	59	
135	64	91	59	
136	64	92	59	
137	65	92	59	
138	65	92	59	
139	65	92	59	
140	65	92	59	
141	65	93	59	
142	66	93	59	
143	66	93	60	
144	66	93	60	
145	66	94	60	
146	66	94	60	
147	67	94	60	

148	67	94	60	
149	67	95	61	
150	67	95	61	
151	67	95	62	
152	68	95	62	
153	68	96	63	

備考 特2級である職員を3級に昇格させた場合におけるこの表の適用に当たつては、

「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後の昇給の号給数の合計に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

## 5 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の	昇格後の号給		
	9.½II		4 ∜IL
前日に受けて	2級	3級	4級
いた号給			
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1

ı	ı	ſ	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22

1			
47	26	31	23
48	26	32	24
49	27	33	25
50	27	34	26
51	28	35	27
52	28	36	28
53	29	37	29
54	29	37	30
55	29	38	31
56	29	38	32
57	30	39	33
58	30	39	34
59	30	40	35
60	30	40	36
61	31	41	37
62	31	41	37
63	31	42	38
64	31	42	38
65	32	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43

1	1	1
77	47	43
78	48	43
79	48	44
80	48	44
81	48	44
82	48	44
83	49	45
84	49	45
85	49	45
86	49	45
87	49	46
88	50	46
89	50	47
90	50	
91	50	
92	50	
93	51	
94	51	
95	51	
96	51	
97	51	

# 6 医療職給料表 (二) 昇格時号給対応表

昇格した日の	昇格後の号給							
前日に受けて	2級	3級	4級	5級	6級	7級		
いた号給								
1	1	1	1	1	1	1		
2	1	1	1	1	1	1		
3	1	1	1	1	1	1		
4	1	1	1	1	1	1		
5	1	1	1	1	1	1		

I	Í	i	İ	Í	Ì	İ
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19

İ	İ		1	1	ĺ	
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	34	33	25
51	30	35	39	35	34	26
52	30	36	40	36	34	26
<b>5</b> 3	31	37	41	37	35	26
54	31	38	42	37	35	26
55	32	39	43	38	36	26
56	32	40	44	38	36	26
57	33	41	45	39	37	27
58	33	42	46	39	37	27
59	34	43	47	40	37	27
60	34	44	48	40	38	27
61	35	45	49	41	38	27
62	35	46	50	41	38	27
63	36	47	51	41	39	28
64	36	48	52	42	39	28
65	37	49	53	42	39	28

66	38	50	54	$ _{42}$	40	28
67	39	51	55	43	40	28
68	40	52	56	43	40	28
69	41	53	57	43	40	28
70	41	53	58	44	41	28
71	42	54	59	44	41	28
72	42	54	60	44	41	28
73	43	55	61	45	41	28
74	43	55	61	45	42	28
75	44	56	62	45	42	28
76	44	56	62	45	42	28
77	45	57	63	46	42	29
78	45	57	63	46	43	29
79	45	58	64	46	43	29
80	46	58	64	46	43	29
81	46	59	65	47	43	30
82	46	59	65	47	44	30
83	47	60	66	47	44	30
84	47	60	66	47	44	30
85	47	61	67	48	44	31
86		61	67	48	44	
87		61	68	48	44	
88		61	68	48	44	
89		61	69	49	45	
90		61	70	49	45	
91		61	71	49	46	
92		62	72	49	46	
93		62	73	49	47	
94		62	73	50	47	
95		62	74	50	48	

96	62	74	50	48	
97	62	74	50	49	
98	62	74	50	49	
99	63	74	51	50	
100	63	74	51	50	
101	63	74	51	51	
102	63	74	51		
103	63	74	51		
104	63	74	52		
105	63	74	52		
106		74			
107		74			
108		74			
109		74			
110		74			
111		74			
112		74			
113		74			

# 7 医療職給料表 (三) 昇格時号給対応表

昇格した日の		昇格後の号給						
前日に受けて	2級	3級	4級	5級	6級	7級		
いた号給								
1	1	1	1	1	1	1		
2	1	1	1	1	1	1		
3	1	1	1	1	1	1		
4	1	1	1	1	1	1		
5	1	1	1	1	1	1		
6	1	1	1	1	1	1		
7	1	1	1	1	1	1		
8	1	1	1	1	1	1		

I	i	Ī	Í	I	İ	İ
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22

39				1		
อย	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39

co	<b>7</b> 0	45	57	<b>F</b> 0	20	20
69 <b>5</b> 0	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	40
71	55	47	59	54	40	40
72	56	48	60	54	40	40
73	57	49	61	55	41	41
74	58	50	62	55	41	41
75	59	51	63	56	41	42
76	60	52	64	56	41	42
77	61	<b>5</b> 3	65	57	41	43
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67	44	
95	74	71	83	68	44	
96	74	72	84	68	44	
97	75	73	85	68	45	
98	75	74	85	68	45	

I	I	I	I	I	ı	1
99	76	75	86	69	46	
100	76	76	86	69	46	
101	77	77	87	69	47	
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		
110	81	82	92	71		
111	81	83	93	72		
112	81	83	93	72		
113	82	83	93	73		
114	82	84	94			
115	82	84	94			
116	82	84	94			
117	83	85	95			
118	83	85	95			
119	83	85	95			
120	83	85	96			
121	84	86	96			
122	84	86	96			
123	84	86	97			
124	84	86	97			
125	85	87	97			
126	85	87				
127	85	87				
128	86	87				

		ĺ	1		1
129	86	88			
130	86	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	87	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			
140	89	90			
141	90	91			
142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			
151	92	93			
152	92	93			
153	93	93			
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				

	Ì	Í	I	Ì	ĺ
159	94				
160	94				
161	95				
162	95				
163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

## 別表第29(第25条関係)

(平28人委規則30・追加、平28人委規則44・平30人委規則2・平30人委規則17・平30人委規則32・平31人委規則5・令元人委規則9・一部改正)

### 降格時号給対応表

### 1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前				降	格後の	号給			
日に受けていた	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給									
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31

ı	İ	1	ı	1	1	1	1	1	ı
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	58	41	41	33	33	42	38	45	
26	60	42	42	34	34	44	40	45	
27	62	43	43	35	35	46	42	45	
28	64	44	44	36	36	48	47	45	
29	66	45	45	37	37	52	52	45	
30	68	46	46	38	38	56	57	45	
31	70	47	47	39	39	67	61	45	
32	72	48	48	40	40	80	61	45	
33	74	49	49	41	41	82	61	45	
34	76	50	50	42	42	84	61	45	
35	78	51	51	43	43	89	61	45	
36	80	52	52	44	44	89	61	45	
37	82	53	53	45	45	89	61	45	
38	84	54	54	46	46	89	61	45	
39	86	55	55	47	47	89	61	45	
40	88	56	56	48	48	89	61	45	
41	90	58	57	49	50	89	61	45	

ſ	1	ı	ı	1	ı	ı	1	1	1
42	92	60	58	50	52	89	61		
43	93	62	59	51	54	89	61		
44	93	64	60	52	56	89	61		
45	93	66	63	53	58	89	61		
46	93	68	66	54	60	89			
47	93	70	69	55	62	89			
48	93	72	72	56	64	89			
49	93	76	75	57	66	89			
50	93	80	78	58	76	89			
51	93	84	81	59	88	89			
52	93	88	84	60	92	89			
53	93	93	88	61	93	89			
54	93	98	92	62	93	89			
55	93	103	97	63	93	89			
56	93	109	102	64	93	89			
57	93	115	107	65	93	89			
58	93	121	112	66	93	89			
59	93	125	113	67	93	89			
60	93	125	113	68	93	89			
61	93	125	113	69	93	89			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				

72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	94	93		
77	93	125	113	95	93		
78	93	125	113	96	93		
79	93	125	113	97	93		
80	93	125	113	98	93		
81	93	125	113	99	93		
82	93	125	113	100	93		
83	93	125	113	101	93		
84	93	125	113	101	93		
85	93	125	113	101	93		
86	93	125	113	101	93		
87	93	125	113	101	93		
88	93	125	113	101	93		
89	93	125	113	101	93		
90	93	125	113	101			
91	93	125	113	101			
92	93	125	113	101			
93	93	125	113	101			
94	93	125	113				
95	93	125	113				
96	93	125	113				
97	93	125	113				
98	93	125	113				
99	93	125	113				
100	93	125	113				
101	93	125	113				

I	ı	ı	İ	İ	1 1	i	İ	İ	ı
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

## 2 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前		降格後の号給									
日に受けていた	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
号給											
1	9	13	17	25	9	9	13	13	13		
2	10	13	18	26	10	10	14	14	14		

İ	ı	ĺ	1	ı	1	ı	1	1	1
3	10	13	19	27	11	11	15	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17	17
6	12	16	22	30	14	14	18	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19	19
8	14	18	24	32	16	16	20	20	20
9	16	20	25	33	17	17	21	21	21
10	17	21	26	34	18	18	22	22	22
11	17	22	27	35	19	19	23	23	23
12	18	23	28	36	20	20	24	24	24
13	20	24	29	37	21	21	25	25	26
14	20	25	30	38	22	22	26	26	30
15	22	26	31	39	23	23	27	27	33
16	23	27	32	40	24	24	28	28	36
17	24	28	33	41	25	25	29	29	39
18	25	29	34	42	26	26	30	30	42
19	26	30	35	43	27	27	31	31	45
20	27	31	36	44	28	28	32	32	45
21	28	32	37	45	29	29	33	33	45
22	29	34	38	46	30	30	34	34	45
23	30	35	39	47	31	31	35	35	45
24	31	36	40	48	32	32	36	36	45
25	32	37	41	49	33	33	37	37	45
26	33	38	42	50	34	34	38	38	45
27	34	39	43	51	35	35	39	39	45
28	35	40	44	52	36	36	40	40	45
29	36	41	45	53	37	37	41	43	45
30	37	42	46	54	38	38	42	49	45
31	37	43	47	55	39	39	43	55	45
32	38	43	48	56	40	40	44	62	45

i	1	i	ı	1	1	ı	1	1	1
33	39	45	49	57	41	41	45	69	45
34	41	46	50	58	42	42	46	69	45
35	42	46	51	59	43	43	47	69	45
36	43	47	52	60	44	44	48	69	45
37	44	49	53	61	45	45	49	69	45
38	46	49	54	62	46	46	50	69	45
39	47	50	55	63	47	47	51	69	45
40	48	51	56	64	48	48	52	69	45
41	49	52	57	65	49	49	54	69	45
42	50	53	58	66	50	50	56	69	
43	51	54	59	67	51	51	58	69	
44	52	55	60	68	52	52	68	69	
45	53	56	61	70	53	53	79	69	
46	54	57	62	72	54	54	82		
47	55	58	63	74	55	55	85		
48	56	59	64	76	56	56	85		
49	57	61	65	77	57	59	85		
50	58	62	66	78	58	62	85		
51	59	63	67	79	59	65	85		
52	60	64	68	80	60	75	85		
53	61	65	69	81	61	87	85		
54	62	66	70	82	62	90	85		
55	63	67	71	83	63	93	85		
56	64	68	72	84	64	96	85		
57	65	69	73	86	65	99	85		
58	66	70	74	88	66	100	85		
59	67	71	75	90	67	101	85		
60	68	72	76	92	68	101	85		
61	69	73	77	95	69	101	85		
62	70	74	78	98	70	101	85		

I	ı	ı	1	1	1	1	1	1	
63	71	75	79	101	71	101	85		
64	72	76	80	104	72	101	85		
65	73	77	81	105	73	101	85		
66	74	78	82	106	74	101	85		
67	75	79	83	107	75	101	85		
68	76	80	84	116	78	101	85		
69	77	81	86	125	79	101	85		
70	78	82	88	128	80	101			
71	79	83	90	129	81	101			
72	80	84	92	129	82	101			
73	81	85	93	129	83	101			
74	82	86	94	129	84	101			
75	83	87	95	129	85	101			
76	84	88	96	129	86	101			
77	86	89	97	129	87	101			
78	88	90	98	129	88	101			
79	90	91	99	129	89	101			
80	92	92	100	129	90	101			
81	93	93	101	129	91	101			
82	94	94	102	129	92	101			
83	95	95	103	129	93	101			
84	96	96	104	129	94	101			
85	97	97	105	129	95	101			
86	98	98	106	129	96				
87	99	99	107	129	97				
88	100	100	108	129	98				
89	101	102	110	129	99				
90	102	104	112	129	100				
91	103	106	114	129	101				
92	104	108	116	129	102				

	1	1	1		[		
93	106	109	118	129	103		
94	108	110	120	129	104		
95	110	111	122	129	105		
96	112	112	132	129	105		
97	114	113	137	129	105		
98	116	114	138	129	105		
99	118	115	139	129	105		
100	120	116	141	129	105		
101	122	119	141	129	105		
102	124	122	141	129			
103	125	125	141	129			
104	125	128	141	129			
105	125	129	141	129			
106	125	129	141				
107	125	129	141				
108	125	129	141				
109	125	129	141				
110	125	129	141				
111	125	129	141				
112	125	129	141				
113	125	129	141				
114	125	129	141				
115	125	129	141				
116	125	129	141				
117	125	129	141				
118	125	129	141				
119	125	129	141				
120	125	129	141				
121	125	129	141				
122	125	129	141				

	I	I	ĺ	I		l	
123	125	129	141				
124	125	129	141				
125	125	129	141				
126	125	129	141				
127	125	129	141				
128	125	129	141				
129	125	129	141				
130		129					
131		129					
132		129					
133		129					
134		129					
135		129					
136		129					
137		129					
138		129					
139		129					
140		129					
141		129					

# 3 教育職給料表降格時号給対応表

	1 1 2 1 1 1 1 1 3 3 7 1 2 7 1					
降格した日の	降格後の号給					
前日に受けて	1級	2級		3級		
いた号給		特2級からの降格	3級からの降格の			
		の場合	場合			
1	21	25	53	41		
2	22	26	54	42		
3	23	27	55	43		
4	24	28	56	44		
5	25	29	57	45		
6	26	30	58	46		

7	27	31	59	47
8	28	32	60	48
9	29	33	61	49
10	30	34	62	50
11	31	35	63	51
12	32	36	64	52
13	33	37	65	53
14	34	38	66	54
15	35	39	67	55
16	36	40	68	56
17	37	41	69	57
18	38	42	70	58
19	39	43	71	59
20	40	44	72	60
21	41	45	73	61
22	42	46	74	62
23	43	47	75	63
24	44	48	76	64
25	45	49	77	66
26	46	50	78	68
27	47	51	79	70
28	48	52	80	72
29	50	53	81	74
30	52	54	82	76
31	54	55	83	78
32	56	56	84	80
33	58	57	85	84
34	60	58	86	88
35	62	59	87	92
36	64	60	88	96

37	66	61	89	97
38	68	62	90	97
39	70	63	91	97
40	72	64	92	97
41	74	65	93	97
42	76	66	94	97
43	78	67	95	97
44	80	68	96	97
45	81	69	97	97
46	82	70	98	97
47	83	71	99	97
48	84	72	100	97
49	86	73	102	97
50	88	74	104	97
51	90	75	106	97
52	92	76	108	97
<b>5</b> 3	95	77	110	97
54	98	78	112	97
55	101	79	114	97
56	104	80	116	97
57	107	81	124	97
58	110	82	132	97
<b>5</b> 9	113	83	142	97
60	116	84	148	97
61	121	85	150	97
62	126	86	152	
63	131	87	153	
64	136	88	153	
65	141	89	153	
66	146	90	153	

67	151	91	153	
68	153	92	153	
69	153	93	153	
70	153	94	153	
71	153	95	153	
72	153	96	153	
73	153	97	153	
74	153	98	153	
75	153	99	153	
76	153	100	153	
77	153	101	153	
78	153	102	153	
79	153	103	153	
80	153	104	153	
81	153	106	153	
82	153	108	153	
83	153	110	153	
84	153	112	153	
85	153	114	153	
86	153	116	153	
87	153	118	153	
88	153	120	153	
89	153	125	153	
90	153	130	153	
91	153	135	153	
92	153	140	153	
93	153	144	153	
94	153	148	153	
95	153	152	153	
96	153	153	153	

97	153	153	153	
98	153	153		
99	153	153		
100	153	153		
101	153	153		
102	153	153		
103	153	153		
104	153	153		
105	153	153		
106	153	153		
107	153	153		
108	153	153		
109	153	153		
110	153	153		
111	153	153		
112	153	153		
113	153	153		
114	153	153		
115	153	153		
116	153	153		
117	153	153		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			

Í	Í	1	1	1
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			
150	153			
151	153			
152	153			
153	153			

## 4 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前	降格後の号給					
日に受けていた	1級	2級	3級	4級		

号給				
1	21	33	17	21
2	22	34	18	22
3	23	35	19	23
4	24	36	20	24
5	25	37	21	25
6	26	38	22	26
7	27	39	23	27
8	28	40	24	28
9	29	41	25	29
10	30	42	26	30
11	31	43	27	31
12	32	44	28	32
13	33	45	29	33
14	34	46	30	34
15	35	47	31	35
16	36	48	32	36
17	37	50	33	37
18	38	52	34	38
19	39	54	35	39
20	40	56	36	40
21	41	58	37	41
22	42	60	38	42
23	43	62	39	43
24	44	64	40	44
25	46	66	41	46
26	48	68	42	48
27	50	70	43	50
28	52	72	44	52
29	<b>5</b> 3	74	46	54

30	54	76	48	56
31	55	78	50	58
32	56	80	52	60
33	58	84	53	62
34	60	88	54	64
35	62	92	55	66
36	64	96	56	68
37	66	99	58	70
38	68	102	60	72
39	70	106	62	73
40	72	110	64	73
41	74	115	66	73
42	76	120	68	73
43	78	121	70	73
44	80	121	73	73
45	81	121	76	73
46	82	121	79	73
47	83	121	82	73
48	84	121	84	73
49	85	121	86	73
50	86	121	88	73
51	87	121	89	73
52	88	121	89	73
<b>5</b> 3	89	121	89	73
54	90	121	89	73
55	91	121	89	73
56	92	121	89	73
57	93	121	89	73
58	94	121	89	73
59	95	121	89	73

60	96	121	89	73
61	97	121	89	73
62	98	121	89	73
63	99	121	89	73
64	100	121	89	73
65	102	121	89	73
66	104	121	89	73
67	106	121	89	73
68	108	121	89	73
69	112	121	89	73
70	116	121	89	73
71	120	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		

I	1	ī	1	1 1
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			

120	121		
121	121		

## 5 医療職給料表 (一) 降格時号給対応表

降格した日の前	降格後の号給					
日に受けていた	1級	2級	3級			
号給						
1	21	17	25			
2	22	18	26			
3	23	19	27			
4	24	20	28			
5	25	21	29			
6	26	22	30			
7	27	23	31			
8	28	24	32			
9	29	25	33			
10	30	26	34			
11	31	27	35			
12	32	28	36			
13	33	29	37			
14	34	30	38			
15	35	31	39			
16	36	32	40			
17	37	33	41			
18	38	34	42			
19	39	35	43			
20	40	36	44			
21	41	37	45			
22	42	38	46			
23	43	39	47			
24	44	40	48			

I	1	I	
25	46	41	49
26	48	42	50
27	50	43	51
28	52	44	52
29	56	45	53
30	60	46	54
31	64	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89

55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	

85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

# 6 医療職給料表 (二) 降格時号給対応表

降格した日の前			降格後	後の号給		
日に受けていた	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給						
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29

1	ı	ı	1	1	1	Ī
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	76
29	50	45	41	45	45	80
30	52	46	42	46	46	84
31	54	47	43	47	47	85
32	56	48	44	48	48	85
33	58	49	45	49	50	85
34	60	50	46	50	52	85
35	62	51	47	51	54	85
36	64	52	48	52	56	85
37	65	53	49	54	59	85
38	66	54	50	56	62	85
39	67	55	51	58	65	85
40	68	56	52	60	69	85
41	70	57	<b>5</b> 3	63	73	85
42	72	58	54	66	77	85
43	74	59	55	69	81	85

		ĺ		ĺ		ĺ	
44	76	60	56	72	88	85	
45	79	61	57	76	90	85	
46	82	62	58	80	92	85	
47	85	63	59	84	94	85	
48	85	64	60	88	96	85	
49	85	65	61	93	98	85	
50	85	66	62	98	100	85	
51	85	67	63	103	101	85	
52	85	68	64	105	101	85	
53	85	70	65	105	101	85	
54	85	72	66	105	101		
55	85	74	67	105	101		
56	85	76	68	105	101		
57	85	78	69	105	101		
58	85	80	70	105	101		
59	85	82	71	105	101		
60	85	84	72	105	101		
61	85	91	74	105	101		
62	85	98	76	105	101		
63	85	105	78	105	101		
64	85	105	80	105	101		
65	85	105	82	105	101		
66	85	105	84	105	101		
67	85	105	86	105	101		
68	85	105	88	105	101		
69	85	105	89	105	101		
70	85	105	90	105	101		
71	85	105	91	105	101		
72	85	105	92	105	101		
73	85	105	94	105	101		

ĺ	İ	1	Í	Í	1	Í
74	85	105	113	105	101	
75	85	105	113	105	101	
76	85	105	113	105	101	
77	85	105	113	105	101	
78	85	105	113	105	101	
79	85	105	113	105	101	
80	85	105	113	105	101	
81	85	105	113	105	101	
82	85	105	113	105	101	
83	85	105	113	105	101	
84	85	105	113	105	101	
85	85	105	113	105	101	
86	85	105	113	105		
87	85	105	113	105		
88	85	105	113	105		
89	85	105	113	105		
90	85	105	113	105		
91	85	105	113	105		
92	85	105	113	105		
93	85	105	113	105		
94	85	105	113	105		
95	85	105	113	105		
96	85	105	113	105		
97	85	105	113	105		
98	85	105	113	105		
99	85	105	113	105		
100	85	105	113	105		
101	85	105	113	105		
102	85	105	113			
103	85	105	113			

104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

## 7 医療職給料表 (三) 降格時号給対応表

降格した日の前		降格後の号給						
日に受けていた	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
号給								
1	17	25	13	17	21	17		
2	17	26	14	18	22	18		
3	17	27	15	19	23	19		
4	18	28	16	20	24	20		
5	19	29	17	21	25	21		
6	20	30	18	22	26	22		
7	21	31	19	23	27	23		
8	22	32	20	24	28	24		
9	23	33	21	25	29	25		
10	24	34	22	26	30	26		
11	26	35	23	27	31	27		
12	27	36	24	28	32	28		
13	28	37	25	29	33	29		
14	29	38	26	30	34	30		
15	30	39	27	31	35	31		
16	32	40	28	32	36	32		

i	ı	1	ı	i	i
33	41	29	33	37	33
34	42	30	34	38	34
35	43	31	35	39	35
36	44	32	36	40	36
37	45	33	37	41	37
38	46	34	38	42	38
39	47	35	39	43	39
40	48	36	40	44	40
41	49	37	41	45	41
42	50	38	42	46	42
43	51	39	43	47	43
44	52	40	44	48	44
45	53	41	45	50	45
46	54	42	46	52	46
47	55	43	47	54	47
48	56	44	48	56	48
49	57	45	49	58	49
50	58	46	50	60	50
51	59	47	51	62	51
52	60	48	52	64	56
53	61	49	53	66	61
54	62	50	54	68	66
55	63	51	55	70	69
56	64	52	56	72	72
57	65	<b>5</b> 3	57	78	74
58	66	54	58	84	76
59	67	55	59	90	77
60	68	56	60	96	77
61	69	57	61	98	77
62	70	58	62	100	77
	34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61	34       42         35       43         36       44         37       45         38       46         39       47         40       48         41       49         42       50         43       51         44       52         45       53         46       54         47       55         48       56         49       57         50       58         51       59         52       60         53       61         54       62         55       63         56       64         57       65         58       66         59       67         60       68         61       69	34       42       30         35       43       31         36       44       32         37       45       33         38       46       34         39       47       35         40       48       36         41       49       37         42       50       38         43       51       39         44       52       40         45       53       41         46       54       42         47       55       43         48       56       44         49       57       45         50       58       46         51       59       47         52       60       48         53       61       49         54       62       50         55       63       51         56       64       52         57       65       53         58       66       54         59       67       55         60       68       56         61       69       57	34       42       30       34         35       43       31       35         36       44       32       36         37       45       33       37         38       46       34       38         39       47       35       39         40       48       36       40         41       49       37       41         42       50       38       42         43       51       39       43         44       52       40       44         45       53       41       45         46       54       42       46         47       55       43       47         48       56       44       48         49       57       45       49         50       58       46       50         51       59       47       51         52       60       48       52         53       61       49       53         54       62       50       54         55       63       51       55         56	34     42     30     34     38       35     43     31     35     39       36     44     32     36     40       37     45     33     37     41       38     46     34     38     42       39     47     35     39     43       40     48     36     40     44       41     49     37     41     45       42     50     38     42     46       43     51     39     43     47       44     52     40     44     48       45     53     41     45     50       46     54     42     46     52       47     55     43     47     54       48     56     44     48     56       49     57     45     49     58       50     58     46     50     60       51     59     47     51     62       52     60     48     52     64       53     61     49     53     66       54     62     50     54     68       55     63     51

47	63	71	59	63	101	77
48	64	72	60	64	101	77
49	65	73	61	65	101	77
50	66	74	62	66	101	77
51	67	75	63	67	101	77
52	68	76	64	68	101	77
<b>5</b> 3	69	77	65	70	101	77
54	70	78	66	72	101	77
55	71	79	67	74	101	77
56	72	80	68	76	101	77
57	73	81	69	77	101	77
58	74	82	70	78	101	
59	75	83	71	79	101	
60	76	84	72	80	101	
61	77	85	73	82	101	
62	78	86	74	84	101	
63	79	87	75	86	101	
64	80	88	76	88	101	
65	82	89	77	90	101	
66	84	90	78	92	101	
67	86	91	79	94	101	
68	88	92	80	98	101	
69	89	93	81	102	101	
70	90	94	82	106	101	
71	91	95	83	110	101	
72	92	96	84	112	101	
73	94	97	85	113	101	
74	96	98	86	113	101	
75	98	99	87	113	101	
76	100	100	88	113	101	

	100	101		110	101	
77	102	101	89	113	101	
78	104	102	90	113		
79	106	103	91	113		
80	108	104	92	113		
81	112	107	93	113		
82	116	110	94	113		
83	120	113	95	113		
84	124	116	96	113		
85	127	120	98	113		
86	130	124	100	113		
87	133	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116	113		
95	164	153	119	113		
96	168	153	122	113		
97	169	153	125	113		
98	169	153	125	113		
99	169	153	125	113		
100	169	153	125	113		
101	169	153	125	113		
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			

107	1.00	1 70	105		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				

i	1	i	i	i	i i
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

別表第30(第38条関係)

(平29人委規則12・追加)

昇給号給数表

昇給区分	A	В	C	D	E
昇給の号給数	8	6	4(第36条各号	2	0
			に掲げるもの		
			にあつては、		
			3)		
	2	1	0	0	0

備考 この表の昇給の号給数の項の上段の号給数は条例第4条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。 別表第三十一(第四十八条関係)

(昭三八人委規則七・旧別表第二十八繰下、昭四三人委規則二○・昭四六人委規則

四・昭五〇人委規則一〇・昭五一人委規則一一・昭六三人委規則五・平二人委規則一五・平四人委規則四・平八人委規則四・平一三人委規則八・平一四人委規則三・平一八人委規則一二・平一九人委規則二〇・平二〇人委規則八・平二〇人委規則三七・平二六人委規則一二・一部改正、平二八人委規則三〇・旧別表第二十九繰下、平二八人委規則四四・一部改正、平二九人委規則一二・旧別表第三十繰下)

## 休職期間等調整換算表

	事由	 引き続いて勤務しない期間
		 についての換算率
1	次に掲げる事由により休職を命ぜられた場合	三分の三以下
	一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤によ	
	り負傷し、若しくは疾病にかかつたこと。	
	二 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明	
	になつたこと(公務上の災害又は通勤による災害を受け	
	たと認められる場合に限る。)。	
	三 職務に関連ある学術に関し長期にわたる調査研究又は	
	指導に従事すること。	
2	公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負	
	傷し、若しくは疾病にかかり、そのために休暇を与えられ	
	た場合	
3	外国機関等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され	
	た場合	
4	公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣さ	
	れた場合	
5	育児休業法第二条の規定により育児休業をした場合	
6	大学院修学休業をした場合	
7	大学等課程の履修に係る自己啓発等休業(職員としての職	
	務に特に有用であると認められる場合に限る。)又は国際	
	貢献活動に係る自己啓発等休業(以下「特定自己啓発等休	
	業」という。)をした場合	
8	勤務時間条例第十六条の規定により介護休暇を与えられ	
	た場合	

	休職期間が満了した職員が定数に欠員がないために引き続	三分の二以下(ただし、先行
3	休職を命ぜられた場合	する休職の事由が公務又は
		通勤に基づく場合は、三分の
		三以下とすることができ
		る。)
	専従許可を受けて休職となつた場合	三分の二以下
1	特定自己啓発等休業以外の自己啓発等休業をした場合	二分の一以下
2	配偶者同行休業をした場合	
1	心身の故障(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負	三分の一以下(ただし、結核
	傷若しくは疾病に係るものを除く。)により長期休養をな	性疾患にあつては、二分の一
	すため休職を命ぜられ、又は休暇を与えられた場合	以下とすることができる。)
2	水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明とな	
	り、そのために休職を命ぜられた場合(公務上の災害又は	
	通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。)	
	刑事事件に関し起訴され、そのために休職を命ぜられた場	○(ただし、無罪判決を受け
<u></u>	X. I	た場合は、事情により三分の
		三以下とすることができ
		る。)

#### 備考

- 1 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている号給を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。
- 2 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。

附 則(昭和三六年人委規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

附 則(昭和三六年人委規則第二四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三六年人委規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、別表第 二十一の備考の改正規定は、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則(昭和三七年人委規則第二号)

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和三八年人委規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

附 則(昭和三八年人委規則第二一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の日前に特別昇給をした職員についての第四十四条及び第四十五条の 規定の適用については、この規則による第四十四条及び第四十五条の改正にかかわらず、 なお、従前の例による。

附 則(昭和三八年人委規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。ただし、別表第 四の改正規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和三九年人委規則第六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則(昭和三九年人委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年十月一日から適用する。

附 則(昭和三九年人委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

附 則(昭和四〇年人委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年一月一日から適用する。

附 則(昭和四〇年人委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

附 則(昭和四〇年人委規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。

附 則(昭和四一年人委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用する。

附 則(昭和四一年人委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。ただし、別表第十七の改正規定中中央職業訓練所にかかる部分については昭和四十一年七月二十一日から、 別表第十八の改正規定は昭和四十一年七月一日から、それぞれ適用する。

附 則(昭和四一年人委規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。

附 則(昭和四二年人委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年人委規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二十から別表第二十八までの改正規 定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則(昭和四三年人委規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則(昭和四三年人委規則第二○号)

改正 昭和四四年三月二〇日人委規則第四号

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- 一 別表第十五の改正規定 昭和四十三年九月二十日
- 二 第四十条第三項の改正規定 昭和四十三年十月一日
- 三 別表第十六の改正規定並びに別表第八及び別表第二十七の改正規定中「看護人」を「看護士」に、「准看護人」を「准看護士」に改める改正規定 昭和四十三年十一月一日
- 四 第四十条第二項に一号を加える改正規定並びに第四十八条及び別表第二十九の改正 規定 昭和四十三年十二月十四日

(昭四四人委規則四・一部改正)

附 則(昭和四四年人委規則第四号)

- 1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布 の日から施行する。
- 2 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十三年福島 県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (昭和四四年人委規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年六月一日から適用する。

附 則(昭和四五年人委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和四五年人委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和四五年人委規則第一九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。
- 2 昭和四十五年五月一日(以下「適用日」という。)の前日から引き続き在職し初任給、 昇格及び昇給等の基準に関する規則第七条第二項の規定により換算された経験年数を有 する職員で適用日において等級別資格基準表に定める必要経験年数が五年未満の年数と されている職務の等級に属するもののうち、同日における号給及びこれを受けることとな る期間(以下「号給等」という。)が、同日において新たに職員となつたものとしてこの 規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第十三条及び第三十一条 の規定を適用した場合に得られる初任給の号給及びこれを受けることとなる期間に達し ないものについては、部内の他の職員との均衡を考慮してその者の適用日における号給等 を調整することができる。

附 則(昭和四六年人委規則第四号)

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和四六年人委規則第九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。
- 2 昭和四十五年五月一日(以下「適用日」という。)の前日から引き続き教育職給料表(一)、教育職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員として在職し、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第七条第二項の規定により換算された経験年数を有する職員で適用日において等級別資格基準表に定める必要経験年数が十年未満の年数とされている職務の等級に属するもののうち、同日における号給及びこれを受けることとなる期間(以下「号給等」という。)が、同日において新たに職員となつたものとしてこの規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第十三条及び第三十一条の規定を適用した場合に得られる初任給の号給及びこれを受けることとなる期間に達しないものについては、部内の他の職員との均衡を考慮してその者の適用日における号給等を調整することができる。

附 則(昭和四六年人委規則第一九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年五月一日から適用する。ただし、第二 十四条及び第二十五条の改正規定並びに別表第十五及び別表第二十六の改正規定のうち 臨床検査技師及び視能訓練士に係る部分は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(初任給の経過的特例等)

2 昭和四十六年五月一日から人事委員会の定める日までの間に新たに職員となつた者の

うち、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の初任給規則」という。)第十二条又は第十三条の規定を適用した場合に得られる号給が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十六年福島県条例第六十一号。以下「昭和四十六年改正給与条例」という。)附則別表の期間欄に期間の定めのある同表の新号給欄の号給又はこれらの号給をこえる号給となる職員(次項に規定する職員を除く。)で人事委員会の定めるものの給料月額は、これらの規定による号給の一号給下位の号給とし、これらの者については、職員となつた後の最初の昇給に係る昇給期間を人事委員会の定める期間短縮することができる。

3 改正後の初任給規則第三十一条第一項に掲げる職員のうち、昭和四十六年五月一日から 人事委員会の定める日までの間に新たに職員となつた者に関する同項の規定の適用につ いては、同項中「六月」とあるのは「人事委員会の定める期間」とする。

(昇格又は降格の場合の給料月額の特例等)

- 4 昭和四十六年改正給与条例附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額(以下「暫定給料月額」という。)を受ける職員を昇格させ、又は降格させた場合(改正後の初任給規則第二十六条第一項に規定する初任給基準を異にする異動をしたことにより昇格させ、又は降格させた場合を除く。)におけるその者の給料月額は、次に掲げる給料月額とする。
  - 一 昇格又は降格の直前に受けていて暫定給料月額に対応する昭和四十六年改正給与条例附則別表の新号給欄の号給を昇格又は降格の日の前日に受けていたものとみなして改正後の初任給規則第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定を適用した場合にこれらの規定により受けることとなる号給(以下「昇格等後の仮定号給」という。)が、暫定給料月額の定めのある同表の新号給欄の号給である場合 当該新号給欄の号給に対応する暫定給料月額
  - 二 昇格等後の仮定号給が暫定給料月額の定めのある昭和四十六年改正給与条例附則別 表の新号給欄の号給以外の号給である場合 昇格等後の仮定号給
- 5 暫定給料月額を受けることがなくなつた日に昇格し、又は降格した職員の改正後の初任 給規則第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用については、昇格又は降格の 直前に受けていた暫定給料月額に対応する昭和四十六年改正給与条例附則別表の新号給 欄の号給を当該昇格又は降格の日の前日に受けていたものとみなす。

(暫定給料月額を受ける職員の特別昇給等)

6 暫定給料月額を受ける職員に関する改正後の初任給規則第四十条第一項、第四十一条又 は第四十二条の規定の適用については、次に掲げる給料月額をこれらの規定による昇給 (以下「特別昇給」という。) の直前の給料月額の直近上位の給料月額とみなす。

- 一 特別昇給の直前に受けていた暫定給料月額に対応する昭和四十六年改正給与条例附 則別表の新号給欄の号給の一号給上位の号給(以下「一号給上位号給」という。)が暫 定給料月額の定めのある同表の新号給欄の号給である場合 一号給上位号給に対応す る暫定給料月額
- 二 一号給上位号給が暫定給料月額の定めのある同表の新号給欄の号給以外の号給である場合 一号給上位号給
- 7 前項の規定により特別昇給後の給料月額が一号給上位号給となる職員の当該特別昇給 後の最初の昇給については、特別昇給がなかつたものとした場合に当該特別昇給の日以後 暫定給料月額を受けることとなる期間は、当該特別昇給後の給料月額を受ける期間に算入 しない。

(暫定給料月額を受けることがなくなつた日における号給)

8 附則第四項の規定により昇格又は降格後の給料月額が暫定給料月額となる職員及び附 則第六項の規定により特別昇給後の給料月額が暫定給料月額となる職員の当該給料月額 を受けることがなくなつた日における号給は、それぞれ昇格等後の仮定号給及び一号給上 位号給とする。

附 則(昭和四七年人委規則第四号)

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二十一の改正規定は、 公布の日から施行し、昭和四十六年五月一日から適用する。

附 則(昭和四七年人委規則第八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。
- 2 昭和四十七年四月一日(以下「適用日」という。)の前日から引き続き在職し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第七条第二項の規定により換算される経験年数を有することとなる公安職給料表の適用を受ける職員で人事委員会の定めるものの給料については、人事委員会の定める基準により、部内の他の職員との均衡を考慮してその者の適用日における号給等を調整することができる。

附 則(昭和四七年人委規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。ただし、別表第 一及び別表第七の改正規定並びに別表第二十八の改正規定中行政職給料表及び医療職給料 表(二)の一等級に係る部分は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附 則(昭和四八年人委規則第四号)

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和四八年人委規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和四八年人委規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。ただし、別表第 二及び別表第二十八の改正規定は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則(昭和四九年人委規則第二号)

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二十八の改正規定は、 公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から適用する。

附 則(昭和四九年人委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年人委規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則(昭和四九年人委規則第二○号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

附 則(昭和四九年人委規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年人委規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、附則第 三項を削る改正規定は、同年六月十七日から適用する。

附 則(昭和五〇年人委規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五○年人委規則第一○号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第二十四条の改正規定、第二十五条の改正規定、別表第四の改正規定、別表第十二の改正規定及び別表第二十八の改正規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

附 則(昭和五一年人委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則(昭和五一年人委規則第一一号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五一年人委規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 別表第二十八の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和五二年人委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和五三年人委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年人委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和五三年人委規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則(昭和五四年人委規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則(昭和五五年人委規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和五六年人委規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則(昭和五七年人委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年人委規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和五九年人委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則(昭和六〇年人委規則第四号)

この条例は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

附 則(昭和六○年人委規則第一二号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。 (経過措置)
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十年条例第五十二号。以下「改正条例」という。) 附則第三項の規定により昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。) におけるその者の職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の規則別表第九から別表第十六までの級別資格基準表(以下「改正後の級別資格基準表」という。) の適用については、当該各号に定める期間を、その者のこれらの規定により定められた職務の級(以下「切替後の職務の級」という。) に在級する期間に通算する。
  - 一 切替後の職務の級を改正後の級別資格基準表に定められた職務の級とされた職員(切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が研究職給料表の五等級又は医療職給料表(二)の六等級である職員を除く。) 旧等級に切替日の前日までに引き続き在職していた期間
  - 二 切替後の職務の級を改正条例附則別表第一の職務の級欄の下段に定める職務の級(行政職給料表の七級、十級及び公安職給料表の七級並びに研究職給料表の四級を除く。)に定められた職員のうち、旧等級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間が改正後の級別資格基準表に定める当該切替後の職務の級に決定するための必要在級年数を超える職員 当該超える期間
- 3 改正条例附則第三項の規定により切替日におけるその者の職務の級を定められた職員 (旧等級が研究職給料表の五等級又は医療職給料表 (二)の六等級である職員を除く。) に係る当該切替後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格(切替日から昭和六十一年六月三十日までの間における改正後の規則第十八条、第二十条及び第二十一条の規定によるものに限る。)については、同規則第二十一条中「現に属する職務の級において一年以上」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十年条例第五十二号)附則第三項の規定により昭和六十年七月一日(以下この条において「切替日」という。) における職務の級を同条例附則別表第一の職務の級欄の下段に定める職務の級(同表の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(以下この条において

「旧等級」という。)に対応する職務の級が二掲げられている場合の下段に掲げられている職務の級(以下この条において「特定の職務の級」という。)をいう。)に定められた職員にあつては、旧等級とこれらの規定により定められた職務の級に通算二年以上、これらの規定により切替日における職務の級を特定の職務の級以外の職務の級に定められた職員にあつては、旧等級とこれらの規定により定められた職務の級に通算一年以上」とする。

4 改正条例による改正後の給与条例及び改正後の規則の規定により切替日において昇格 した職員の当該昇格後の給料月額の決定については、改正条例附則第四項又は第六項の規 定により定められた給料月額を切替日の前日において受けていたものとみなして改正後 の規則第二十四条の規定を適用する。

附 則(昭和六一年人委規則第二一号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。) 第三十六条の二の規定は、この規則の施行の日の前日において、既に五十七歳に達してい る職員(次項に該当する職員を除く。)についても適用する。この場合において、同条第 一項中「当該年齢に達した日以後における最初の三月三十一日」とあるのは、「昭和六十 二年三月三十一日」とする。
- 3 改正後の規則第三十八条の二の規定は、この規則の施行の日の前日において、既に五十 九歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、六十一歳)に達している職員 についても適用する。この場合において、同条中「当該年齢に達した日以後における最初 の三月三十一日」とあるのは、「昭和六十二年三月三十一日」とする。

附 則(昭和六二年人委規則第二号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年人委規則第五号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年人委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 別表第二十八の規定(研究職給料表に係る部分に限る。)は、平成元年四月一日から適用す る。 附 則(平成二年人委規則第三号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成二年人委規則第一五号)

改正 平成一八年三月三一日人委規則第一二号

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第三項第三号及び別表第二十九の 改正規定並びに附則第八項の規定は、平成三年一月一日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定(別表第九備考4及び5並びに別表第二十備考3、4及び5の規定を除く。)は平成二年四月一日から適用し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則別表第九備考4及び5並びに別表第二十備考3、4及び5の規定は、平成二年五月一日から適用する。

#### (経過措置)

3 平成二年四月一日から同月三十日までの間の改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第二十の規定の適用については、同表中「

<u> </u>		
無線従事者	第一級総合無線通信士	二級二号給
	第一級陸上無線技術士	
	第二級総合無線通信士	一級四号給
	第二級陸上無線技術士	
	第一級陸上特殊無線技士	
	航空無線通信士	一級三号給
	第三級総合無線通信士	一級二号給
	国内電信級陸上特殊無線技士	
	第四級海上無線通信士	
	第一級海上特殊無線技士	
	その他の資格	

### 」とあるのは、「

無線通信士及び無線	第一級無線通信士	二級二号給
技術士	第一級無線技術士	
	特殊無線技士	一級四号給

(国際無線電信及び超短波多重無線装置)	
第二級無線通信士	
第二級無線技術士	
電話級無線通信士	一級二号給
特殊無線技士	
(国際無線電信及び一般)	
航空級無線通信士	
第三級無線通信士	

」とする。

- 4 前項に定めるもののほか、平成二年四月一日から同月三十日までの間の無線従事者に対する改正後の規則の適用に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 5 改正後の規則別表第二十九の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の休職等の期間 (改正後の規則第四十八条第二項に規定する休職等の期間をいう。以下同じ。) について 適用し、同日前の休職等の期間については、なお従前の例による。

(平一八人委規則一二・旧第八項繰上)

附 則(平成三年人委規則第八号)

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 平成二年度に実施した職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(平成三年福島県人事委員会規則第五号)による改正前の職員の任用に関する規則(昭和三十年福島県人事委員会規則第四号)第三条第一項に規定する獣医の試験に合格し、平成三年四月一日以後に採用される者(以下「採用者」という。)に係る職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。)第三条の二第三項に規定する職務の級の基準は、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第十三の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 採用者に係る条例第四条第一項に規定する初任給の基準は、改正後の規則別表第二十四 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成三年人委規則第一五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。) の規定は、平成三年四月一日から適用する。ただし、改正後の規則別表第九及び別表第二 十の規定は、平成三年七月一日から適用する。

附 則(平成四年人委規則第四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。 (昇格等に関する平成七年度までの間の経過措置)
- 2 平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に職員をこの規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第二十八に定める職務の級以上の職務の級(以下「対象級」という。)に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、改正後の規則第二十四条第一項の規定にかかわらず、その者が昇格する時期の別により、附則別表の対象職員欄及び経過期間欄に掲げる区分(経過期間欄に定めのないときは、対象職員欄に掲げる区分)に対応する同表の昇格後の号給等欄に定める給料月額とし、当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間については、当該昇格後の号給等欄の区分に対応する同表の短縮期間欄に定める期間短縮することができる。
- 3 前項若しくは附則第五項の規定又は改正後の規則第二十四条第一項の規定の適用を受けた職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員を平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間(以下「調整期間」という。)に昇格させた場合には、前項及び附則第五項の規定並びに改正後の規則第二十四条及び第三十二条の規定の適用がなく、かつ、この規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第二十四条、第三十二条及び第三十五条の規定の適用があるものとして、昇給等の規定を適用した場合に当該昇格の日の前日に受けることとなる給料月額及びこれを受けることとなったとみなすことのできる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、前項の規定(平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間にあっては改正後の規則第二十四条及び第三十二条の規定)を適用するものとする。
- 4 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第四条第七項の規定により 昇給しないこととされている職員を平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの 間に対象級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、附則第二項の規定にかかわら ず、改正前の規則第二十四条の規定を適用したものとした場合に得られる給料月額とする。
- 5 平成四年四月一日、平成五年四月一日、平成六年四月一日又は平成七年四月一日(以下 この項において「各調整日」という。)において、当該各調整日の前日から引き続き対象 級に在職する職員(当該各調整日に対象級に昇格する職員を除く。)の当該各調整日にお ける給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が当該各調整日に属す る職務の級の一級下位の職務の級からの昇格が当該各調整日に行われたものとした場合

との均衡及び部内の他の職員との均衡を考慮して必要と認められる限度において、人事委 員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 6 五十七歳に達した日後における最初の三月三十一日後に附則第二項の規定の適用を受けた職員で当該昇格後の号給が改正前の規則第二十四条の規定を適用したものとした場合に得られる号給の一号給上位の号給となるもの及び同日後に前項の規定の適用を受けた職員で人事委員会の定めるこれに準ずるものの当該昇格又は調整後の最初の昇給に係る昇給期間は、改正後の規則第三十六条の二第二項の規定にかかわらず、二十四月とする。(平成八年四月一日における給料月額等の調整)
- 7 調整期間中に対象級に二回以上昇格した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の平成八年四月一日における給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が同日に属する職務の級の一級下位の職務の級からの昇格が同日に行われたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(昇格に関する平成十三年度までの経過措置)

- 8 調整期間中に昇格をしなかった職員で附則第五項の規定の適用を受けたもの及び人事 委員会の定めるこれに準ずる職員を平成八年四月一日から平成十四年三月三十一日まで の間に最初に昇格させた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合に当該昇格の 日の前日に受けることとなる給料月額及びこれを受けることとなったとみなすことので きる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、改正後の規則第 二十四条又は第三十二条の規定を適用するものとする。
- 9 降格した職員を平成四年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に対象級に昇格(当該降格の日の前日においてその者が属していた職務の級の一級上位の職務の級までの昇格に限る。)させた場合におけるその者の号給及び当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる期間については、附則第二項の規定並びに改正後の規則第二十四条第一項及び第三十二条第一項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(読替規定)

10 平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間の改正後の規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条 第二十四条第一項第一号 第二十四条第二項第一号から第三号までの規

		<del>,</del>
	から第三号まで若しくは	定若しくは初任給、昇格及び昇給等の基準に
	第二項第一号から第三号	関する規則の一部を改正する規則(平成四年
	まで	福島県人事委員会規則第四号。第二十四条、
		第三十二条及び第四十五条において「平成四
		年改正規則」という。)附則第二項
第二十四条第三項	前二項	前項の規定又は平成四年改正規則附則第二項
第二十四条第四項	前三項	前二項の規定及び平成四年改正規則附則第二
		項
第二十四条第五項	前各項の規定による	前三項の規定又は平成四年改正規則附則第二
		項の規定による
	前各項の規定にかかわら	前三項の規定及び平成四年改正規則附則第二
	<del>j"</del>	項の規定にかかわらず
第二十四条第七項	第一項各号	平成四年改正規則附則第二項
第三十二条第二項	又は第四十九条	若しくは第四十九条の規定又は平成四年改正
		規則附則第二項若しくは第九項
	前項の規定	前項の規定又は平成四年改正規則附則第二項
		の規定
第四十五条	又は第四十九条	若しくは第四十九条の規定又は平成四年改正
		規則附則第二項若しくは第九項

11 改正後の規則第三十二条第二項又は第四十五条の規定の適用については、平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間これらの規定中「又は第四十九条」とあるのは「若しくは第四十九条の規定又は初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成四年福島県人事委員会規則第四号)附則第二項若しくは第九項」とし、同日後における改正後の規則第三十二条第二項又は第四十五条の規定の適用に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(雑則)

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表 (附則第2項関係)

ア 平成4年4月1日から平成5年3月31日までの間に昇格する職員

対象職員	経過期間	昇格後の号給等	短縮期間

1	1		
改正後の規則第24条第1項を適用し		昇格後の職務の級の	0
たものとした場合に同項第1号に該		最低の号給	
当し、かつ、改正後の規則第32条第			
1項第1号に該当しないこととなる職			
員(以下「初号等職員」という。)			
改正後の規則第24条第1項を適用し	9月以上のと	昇格後の職務の級の	経過期間から9月を
たものとした場合に改正後の規則第	き	最低の号給	減じた期間(その期
32条第1項第1号に該当することと			間が3月を超えると
なる職員(以下「第1号職員」という。)			きは3月。以下同じ。)
	9月未満のと	昇格後の職務の級の	0
	き	最低の号給	
改正後の規則第24条第1項を適用し	9月以上のと	対応号給(改正後の	経過期間から9月を
たものとした場合に改正後の規則第	き	規則第24条第1項第2	減じた期間
32条第1項第2号に該当することと		号に定める対応号給	
なる職員(以下「第2号職員」という。)		をいう。以下同じ。)	
		の1号給上位の号給	
	9月未満のと	対応号給	経過期間に3月を加
	き		えた期間
改正後の規則第24条第1項を適用し	9月以上のと	対応号給の2号給上	経過期間から9月を
たものとした場合に改正後の規則第	き	位の号給	減じた期間
32条第1項第3号又は第4号に該当す	9月未満のと	対応号給の1号給上	経過期間に3月を加
ることとなる職員(以下「第3号等職	き	位の号給	えた期間
員」という。)			
改正後の規則第24条第1項を適用し	6月を超える	対応号給の1号給上	6月
たものとした場合に改正後の規則第	とき	位の号給	
32条第1項第5号に該当することと	6月以下のと	対応号給の1号給上	3月
なる職員(以下「第5号職員」という。)	き	位の号給	
改正後の規則第24条第1項を適用し	3月以上のと	対応号給の1号給上	6月
たものとした場合に改正後の規則第	き	位の号給	
32条第1項第6号に該当することと	3月未満のと	対応号給の1号給上	経過期間に3月を加
なる職員(以下「第6号職員」という。)	き	位の号給	えた期間

改正後の規則第 <b>2</b> 4条第1項を適用し	対応号給の1号給上	3月
たものとした場合に昇格した日の前	位の号給	
日における給料月額が当該昇格後の		
給料月額に決定されることとなる給		
料月額が三あるとき(当該昇格後の		
給料月額に決定されることとなる給		
料月額が四以上ある場合を除く。)		
の最下位の号給となる職員(同項第4		
号に該当することとなる職員を除		
く。以下「第32条適用外職員」とい		
う。)		
その他の職員	あらかじめ人事委員	あらかじめ人事委員
	会の承認を得て定め	会の承認を得て定め
	る給料月額	る期間

### 備考

- 1 この表において「経過期間」とは、昇格した日の前日における給料月額を受けていた期間に相当する期間をいう(イの表及びウの表において同じ。)。
- 2 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第36条の2第2項の規定により昇給期間が18月とされている職員(以下「18月職員」という。)及び同規定により昇給期間が24月とされている職員(以下「24月職員」という。)に対するこの表の適用については、経過期間欄の区分中「9月」とあるのは、18月職員にあっては「15月」と、24月職員にあっては「21月」とし、同欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあっては「9月」と、24月職員にあっては「12月」とし、短縮期間欄の区分中「9月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあっては「15月を減じた期間」と、24月職員にあっては「21月を減じた期間」とする。

イ 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間に昇格する職員

1 1/90 1 1/1 1 1/1 3 1/90 1 0/1 011 01 1 1/101 -/1101 0 1/900			
対象職員	経過期間	昇格後の号給等	短縮期間
初号等職員		昇格後の職務の級の	0
		最低の号給	
第1号職員	6月以上のと	昇格後の職務の級の	経過期間から6月を
	き	最低の号給	減じた期間(その期

I			l
			間が6月を超えると
			きは6月。以下同じ。)
	6月未満のと	昇格後の職務の級の	o
	き	最低の号給	
第2号職員	6月以上のと	対応号給の1号給上	経過期間から6月を
	き	位の号給	減じた期間
	6月未満のと	対応号給	経過期間に6月を加
	き		えた期間
第3号等職員	6月以上のと	対応号給の2号給上	経過期間から6月を
	き	位の号給	減じた期間
	6月未満のと	対応号給の1号給上	経過期間に6月を加
	き	位の号給	えた期間
第5号職員	6月を超える	対応号給の1号給上	9月
	とき	位の号給	
	6月以下のと	対応号給の1号給上	6月
	き	位の号給	
第6号職員	3月以上のと	対応号給の1号給上	9月
	き	位の号給	
	3月未満のと	対応号給の1号給上	経過期間に6月を加
	き	位の号給	えた期間
第32条適用外職員		対応号給の1号給上	6月
		位の号給	
その他の職員		あらかじめ人事委員	あらかじめ人事委員
		会の承認を得て定め	会の承認を得て定め
		る給料月額	る期間

備考 18月職員及び24月職員に対するこの表の適用については、対象職員欄の第1号職員の区分、第2号職員の区分及び第3号等職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあっては「12月」と、24月職員にあっては「18月」とし、対象職員欄の第5号職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあっては「9月」と、24月職員にあっては「12月」とし、短縮期間欄の区分中「6月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあっては「12月を減じた期間」

と、24月職員にあっては「18月を減じた期間」とする。

ウ 平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間に昇格する職員

対象職員	経過期間	昇格後の号給等	短縮期間
初号等職員		昇格後の職務の級の	0
		最低の号給	
第1号職員	3月以上のと	昇格後の職務の級の	経過期間から3月を
	き	最低の号給	減じた期間(その期
			間が9月を超えると
			きは9月。以下同じ。)
	3月未満のと	昇格後の職務の級の	0
	き	最低の号給	
第2号職員	3月以上のと	対応号給の1号給上	経過期間から3月を
	き	位の号給	減じた期間
	3月未満のと	対応号給	経過期間に9月を加
	き		えた期間
第3号等職員	3月以上のと	対応号給の2号給上	経過期間から3月を
	き	位の号給	減じた期間
	3月未満のと	対応号給の1号給上	経過期間に9月を加
	き	位の号給	えた期間
第5号職員	6月を超える	対応号給の2号給上	0(18月職員及び24
	とき	位の号給(18月職員	月職員にあっては12
		及び24月職員にあっ	月)
		ては対応号給の1号	
		給上位の号給)	
	6月以下のと	対応号給の1号給上	9月
	き	位の号給	
第6号職員	3月以上のと	対応号給の2号給上	0(18月職員及び24
	き	位の号給(18月職員	月職員にあっては12
		及び24月職員にあっ	月)
		ては対応号給の1号	
		給上位の号給)	

	3月未満のと	対応号給の1号給上	経過期間に9月を加
	き	位の号給	えた期間
第32条適用外職員		対応号給の1号給上	9月
		位の号給	
その他の職員		あらかじめ人事委員	あらかじめ人事委員
		会の承認を得て定め	会の承認を得て定め
		る給料月額	る期間

備考 18月職員及び24月職員に対するこの表の適用については、対象職員欄の第1号職員の区分、第2号職員の区分及び第3号等職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「3月」とあるのは、18月職員にあっては「9月」と、24月職員にあっては「15月」とし、対象職員欄の第5号職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあっては「9月」と、24月職員にあっては「12月」とし、短縮期間欄の区分中「3月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあっては「9月を減じた期間」と、24月職員にあっては「15月を減じた期間」とする。

附 則(平成四年人委規則第二四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定(同表の二の改正規 定を除く。)及び別表第二十八の二公安職給料表の項の改正規定は、平成五年四月一日か ら施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の初任給、昇格及 び昇給等の基準に関する規則別表第二十八の二の規定は、平成四年四月一日から適用する。 附 則(平成五年人委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則(平成六年人委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条、別表第四、別表第十二、別表第 二十一及び別表第二十三の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成六年人委規則第二〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第二十四条第二項第一号、第三十二条第一項第一号及び別表第二十八の二の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則(平成七年人委規則第六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日に職員を教育職給料表(二)の職務の級四級に昇格させた場合又は職務の級三級から降格させた場合における改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第二十四条第七項又は第二十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「条例別表第三イの備考」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成六年福島県条例第八十二号)による改正前の福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年福島県条例第七十号)第五条第一項」とする。

附 則(平成七年人委規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則(平成八年人委規則第四号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成八年人委規則第一〇号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成八年人委規則第二三号)

改正 平成一八年三月三一日人委規則第一二号

この規則は、公布の日から施行し、この規則(別表第十五、別表第十七、別表十八及び別表第二十六の改正規定を除く。)による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(平一八人委規則一二・旧第一項・一部改正)

附 則(平成九年人委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則(平成一○年人委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年人委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則(平成一一年人委規則第五号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年人委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則(平成一二年人委規則第一一号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年人委規則第二二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。 (改正条例附則第四項前段の規定による平成十八年三月三十一日までの間の昇給)
- 2 平成十三年四月一日(以下「基準日」という。)前から引き続き給料表の適用を受け、 基準日後に五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員(以下「特例職員」という。) にあっては、五十七歳。以下「昇給停止年齢」という。)に達した日以後の最初の三月三 十一日を超えて在職する職員のうち、基準日において五十一歳(特例職員にあっては、五 十三歳)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員の昇給については、 平成十八年三月三十一日までの間、昇給停止年齢に達した日以後の最初の三月三十一日後 も、なお従前の例による。

(改正条例附則第四項後段の人事委員会規則で定める職員等)

- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年福島県条例第百九十二号) 附則第四項後段の人事委員会規則で定める職員(以下「権衡職員」という。)は、基準日 以後に国、他の地方公共団体の職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者(以下「国 等の職員」という。)から引き続いて新たに職員となった者(当該国等の職員となる際に、 職員から引き続いて当該国等の職員となった者に限る。)のうち、基準日において五十一 歳に達した日以後の最初の三月三十一日を超え、五十九歳に達した日以後の最初の三月三 十一日を超えていない職員(特例職員にあっては、基準日において五十三歳に達した日以 後の最初の三月三十一日を超え、六十一歳に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて いない職員)とする。
- 4 前項の権衡職員の昇給停止年齢に達した日以後の最初の三月三十一日後における昇給については、附則第二項の規定を準用する。

(雑則)

5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、 人事委員会が定める。

附 則(平成一三年人委規則第八号)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則別表第十七に定める学歴免許等資格区分表に掲げる該当者(改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第十七に定める学歴免許等資格区分表に掲げる該当者を除く。)である職員に対する改正後の規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年人委規則第一七号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年人委規則第三号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十七号)附則第三項による改正前の職員の分限に関する条例(昭和二十六年福島県条例第七十号)第二条第三号の規定により休職にされていた職員が、施行日以後に職務に復帰した場合におけるその休職期間の調整期間への換算については、改正後の別表第二十九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一四年人委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第六及び別表第八の改正規定は、平成 十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年人委規則第二五号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第四十条第二項第八号の改正 規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この規則(別表第十二の改正規定に限る。)による改正後の初任給、昇格及び昇給等の 基準に関する規則の規定は、平成十四年七月一日から適用する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

3 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないもの とした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたもの とみなしてこの規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第二十四 条又は第二十五条の規定を適用する。

附 則(平成一五年人委規則第一四号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年人委規則第二一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないもの とした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたもの とみなして改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第二十四条又は第二十五 条の規定を適用する。

附 則(平成一六年人委規則第九号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第十七及び別表第十九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年人委規則第一四号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年人委規則第二六号)

この規則は、平成十七年九月二十九日から施行する。

附 則(平成一八年人委規則第一二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正条例附則第二項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号。以下「改正条例」という。)附則第二項の規定によりその者の平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(当該職務の級を行政職給料表の十級に定められた職員を除く。次項において「改正条例附則第二項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)別表第二の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間をその者の同項の規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
  - 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」と

- いう。)が行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級であった職員 旧級及び旧級の一級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正条例附則第二項適用職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への 昇格(切替日から平成十九年三月三十一日までの間における新規則第十八条から第二十一 条までの規定によるものに限る。)については、新規則第二十一条中「現に属する職務の 級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務 の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の二級若しくは五級又は公 安職給料表の五級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であつた職員にあ つては旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例(平成十八年福島県条例第五十九号。以下「改正条例」という。)附則第二項の 規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算一年以上、 旧級が改正条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外 のものであつた職員にあつては旧級及び新級に通算一年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

4 切替日以降に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十四条又は第二十五条の規定を適用する。

(平成十九年一月一日までの間における職員の昇給の号給数の特例)

5 平成十九年一月一日までの間における新規則第三十八条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「昇給日前一年間」とあるのは「平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同条第四項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた職員又は同日後に第二十四条第三項、第二十八条若しくは第四十三条の規定により号給を決定された職員」とあるのは「平成十九年一月一日における職員」と、「その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成十八年四月一日(同日後に新たに職員となつた職員又は同日後に第二十四条第三項、第二十八条若しくは第四十三条の規定により号給を決定された職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日)」とする。

(平成二年人事委員会規則第十五号の一部改正)

6 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二年福島県人 事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略

(平成八年人事委員会規則第二十三号の一部改正)

7 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成八年福島県人 事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(委任)

8 第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事 委員会が定める。

附 則(平成一九年人委規則第九号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第十七の2の部一の項の改正規定及び同表の3の部二の項該当者の欄の改正規定((1)の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年人委規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年人委規則第二○号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。) 第四十八条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部 を改正する法律(平成十九年法律第四十四号)の施行の日(以下「改正法の施行日」とい う。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職 員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の 例による。
- 3 改正法の施行目前から引き続き育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務 に復帰した場合における改正後の規則別表第二十九の規定の適用については、同表中「三 分の三以下」とあるのは、「三分の三以下(当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間 については、二分の一)」とする。

附 則(平成二〇年人委規則第八号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年人委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則(別表第二の改正規定及び別表第二十八の2の表の改正規定(同表昇格後の号給10級に係る部分に限る。)を除く。)による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

附 則(平成二○年人委規則第二四号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第九、別表第十七、別表第 十九及び別表第二十七の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年人委規則第三七号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定(第三号に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年人委規則第二二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の 適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以 外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給 を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給につい ては、なお従前の例による。

附 則(平成二四年人委規則第七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第十二の改正規定、別表第十七の改正規定(同表 1 の部四の項学歴免許等の資格の該当者の欄の改正規定を除く。)及び別表第二十八の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

附 則(平成二五年人委規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二十七備考第一項の 改正規定(「第二十一条第三号」を「第二十一条第四号」に改める部分に限る。)及び別 表第二十八の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成二五年人委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年人委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年人委規則第一五号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。 (経過措置)
- 2 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第二十八の規定による号給が改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)別表第二十八の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第二十八の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の 適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以 外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給 を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との 均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、な お従前の例による。

附 則(平成二七年人委規則第六号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年人委規則第八号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則(別表第二十八の改正規定に限る。)による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第二十八の規定による号給が改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)別表第二十八の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第二十八の規定にかかわらず、改正前の規則別表第二十八の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の 適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以 外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給 を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との 均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、な お従前の例によることができる。

附 則(平成二八年人委規則第三○号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに改正前の初任給、昇格及 び昇給等の基準に関する規則別表第一から別表第八までに規定する職務の内容により職 務の級が決定されている職員であって、施行日の前日から引き続き在職するものについて の改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。) 別表第一から別表第八までの規定の適用については、昇格又は降格により職務の級が決定 されるまでの間は、なお従前の例による。

(施行日における降格の特例)

3 施行日において降格をする職員の降格後の号給の決定についての改正後の規則第二十 五条第一項の規定の適用については、「その者に適用される給料表の別に応じ、その降格 した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第二十九)の降格後の 号給欄に定める号給」とあるのは、「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」とする。

附 則(平成二八年人委規則第四四号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三十の改正規定は、平成二十九年 一月一日から施行する。
- 2 この規則(別表第二十八の改正規定及び別表第二十九の改正規定に限る。)による改正 後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適 用する。

(経過措置)

- 3 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による号給が改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の 適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以 外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給 を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との 均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、な お従前の例によることができる。
- 5 改正後の規則別表第三十の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について 適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成二九年人委規則第一二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十九年四 月一日から施行する。

(平成三十年一月一日に行われる昇給に関する経過措置)

2 平成三十年一月一日に行われる職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第四条第三項の規定による昇給については、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第三十八条第四項中「九月三十日以前一年間」とあるのは、「平成二十九年一月一日から同年九月三十日までの期間」とする。

附 則(平成三〇年人委規則第二号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則(別表第二十八の改正規定及び別表第二十 九の改正規定に限る。)による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以 下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成三〇年人委規則第一七号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年人委規則第二六号)

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

附 則(平成三〇年人委規則第三二号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の 基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日から 適用する。

(経過措置)

- 2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の 適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事 由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改 正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の 規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後 の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の 適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以 外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給 を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との 均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、な お従前の例によることができる。

附 則(平成三一年人委規則第五号)

この規則は、平成三十一年三月二十五日から施行する。

附 則(平成三一年人委規則第一一号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和元年人委規則第九号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表 の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の 事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が 改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。) の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正 後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則(令和二年人委規則第一号)

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(初任給の経過的特例)

2 令和二年四月一日(以下「適用日」という。)の前日から引き続き在職する職員のうち、 同日において新たに職員となったものとしてこの規則による改正後の初任給、昇格及び昇 給等の基準に関する規則の規定を適用した場合に得られる初任給の号給に達しないもの については、任命権者を同じくする他の職員との均衡を考慮してその者の適用日における 号給等を当該初任給の号給を超えない範囲内で決定することができる。

附 則(令和二年人委規則第一一号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和三年人委規則第五号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和三年人委規則第八号)

この規則は、令和三年四月二十八日から施行する。